

政策資料

6

POLICY AND LEGISLATION

1996 NO.357

■卷頭言

国際的政策の党へ 早川 勝

■特 集

「住専問題」これまでの経過

■政策の焦点

猶予の許されぬ金融行政改革 前田 恭宏

日米安保条約と協調的安全保障 橋川こずえ

政策資料

POLICY AND LEGISLATION

No.356 (96年5月号)

卷頭言集

川橋幸子

持株会社解禁問題

持株会社解禁問題に関する与党方針とりまとめ

あたって・論点整理

独禁法持株会社関係規定改正案骨子(案)

持株会社に係る団体交渉応諾義務の

法的整備について(案)

労働組合法の一部を改正する法律案要綱骨子(案)

持株会社に係る会社法等の整備について

小委員会での合意事項・持株会社解禁問題に

ついての中間とりまとめ

資料

当面する地方分権の課題についての見解

規制緩和推進計画の改定について

情報通信分野における規制緩和

公的介護保険創設に当たっての基本的考え方

96年度保証乳価等についての方針

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告

について(談話)

政策の焦点

公的介護保険制度をめぐる論点

小川正浩

お申込みは下記へ

社会民主党政策審議会 政策資料係まで

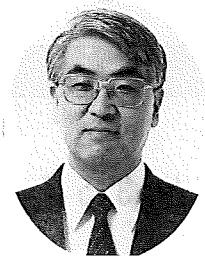
定価 1部 450円(送料 76円)

年間購読料 6000円(送料込み 前納)

郵便振替 東京00180-4-80821

銀行振込 大和銀行衆議院支店 普通203888

口座名 社会民主党政策審議会



国際的政策の党へ

早川 勝
政策審議会副会長

今年1月にはパレスチナ評議会選挙監視等派遣議員団の一員としてイスラエルに、2月には第12回人口と開発に関するアジア国会議員代表者会議でフィリピンのマニラに、4月初旬には日中民間人会議で中国の北京にそれぞれおよそ1週間ずつ行ってくる機会が与えられました。イスラエルには昨年の4月について二回目、アラファト議長と二度握手できましたが、ラビン首相との二回目は墓参りであり、血痕のついた演説原稿を目にしてことで、あらためて激動の続く中東を実感し、命を代償にして和平づくりに取り組んだ政治家の言葉が耳に残っています。“戦争は一方だけができるが、平和は両方がなければできない”。このパレスチナ人にとって史上初めての選挙でした。ヨルダン川西岸で85%、ガザ地区では90%、自分たちの血を流し、“勇者の平和”的ななかで国づくりをするための選挙の投票率とはこのように高いものなのでしょう（50%前後の国会議員選挙の投票率は？）。

□会い、語り、食し、理解へ□

ところで、マニラの会議は「人口問題の主体は女性である、女性の問題の解決なくして人口問題の解決はありえない」との考え方に対し、ここ二年間の論議を踏まえた「マニラ決議」の採択が目的でした。地球人口は56億人から21世紀前半には80億人に増加します。人口増と食料問題の解決、絶対的貧困とエイズ等現代病の併存、経済開発と環境破壊、飽食の社会と飢餓の社会、30～40倍の所得格差等々、アジアと世界は多様、複雑な国と社会

であり、その総体、複合体として世界があり、地球があり、人間社会が構成されています。

中国においての会議でも指導者は食糧の確保を強調し、台湾問題にあらわれた内政と外政との連動、核実験問題と安全保障の考え方での論議が白熱しました。お互いに遠慮なく、痛いところを指摘しあおうという会議でしたが、合意、結論を得るよりもまず問題を、その認識の相違を率直に出し合うことが国際交流の出発点。人間相互の信頼なくして世事は進まないですから一度より二度、二度より三度顔を合わせ、語り、食すればよい。ここが始まりでしょう。

□内政党からの成長を□

日本社会党から社会民主党に変わりました。何が変わったのか？ これから何を変えようとしているのか。日本の冠をとったこの機会に内向き、内政の党から視野をひろげ、射程と時間を長くみる外政の党に成長しなければなるまい。政権与党1年半を含む与党経験の教訓は内政偏重の政党にとどまっていては長期の政権は担えないということです。今日的な外交とは安全保障＝防衛外交、経済外交、文化外交等に多面化し、国際的交流も多層化している状況では少数党といえども政党の独自性を存分に発揮できる分野は多々あります。より高度な民主主義社会の“社会”とは現在の自国はもとより世界であり、未来、次世代の自国、世界です。私の国際的政策の意です。

（はやかわまさる・衆議院議員）

政策資料 6

1996年 No. 3 5 7

卷頭言

国際的政策の党へ

早川 勝 1

特集

住専問題

新進党提出の「住専問題に関する基本方針」の内 特に第三項について	与党 4
新進党・共産党の平成8年度予算組替提案 に対する与党の回答 6
新進党の院内不法占拠について・与党国対 委員長協議結果	与党 6
新進党に審議を呼びかける	社民党住専特委 7
3/25与党・新進党合意事項・4/8与党の「与党・ 新進党国対責任者会談における提案・4/10合意事項 9
特別委員会の設置について	衆議院 9
検討事項	与党 10
特定住専債権等処理法案要綱	与党 11
民事執行法の一部を改正する法律案について 提案理由説明・法律案要綱	与党 13
民事執行法の改正問題について	社民党 16
民事執行法改正について（報告）	与党法的責任等検討PT 17
金融機関関係罰則整備について（試案）	" 18
金融行政改革の基本視点（骨子）	与党大蔵改革PT座長会 26
金融三法の国会提出承認にあたって	社民党・住専特委 29
与党戦後50年問題プロジェクトにおける検討の 成果等について	与党戦後50年問題PT 30

資料

与党戦後50年問題プロジェクトにおける検討の

成果等について 与党戦後50年問題PT 30

政策の焦点

与党NPOプロジェクトの議論の経過と現状	
・付属資料 社民党市民公益活動PT	31
土地の有効利用の促進策について 与党建設調整会議	38
低公害車の普及推進についての中間的要望 与党環境調整会議	40
沖縄米軍基地問題等に関する提言 与党沖縄米軍基地問題PT	41
日米安保条約の新しい役割 社民党安保調査会	42
普天間飛行場の返還合意について 社民党幹事長談話	45
沖縄に関する特別行動委員会の中間報告について 社民党幹事長談話	46
日米共同文書の発表にあたって（案） 与党	47
首都機能移転問題について・関連資料 "	48
「国会等の移転に関する法律」一部改正案（新旧対照条文）	52
老人保健福祉審議会の最終報告について 社民党厚生部会	60
〈持株会社関連〉	
独禁法改正に関する与党PT案「たたき台」作成に向けて 社民党持株会社問題PT	61
独禁法改正に関する責任座長「たたき台」について ・論点整理 社民党持株会社問題PT	62
持株会社解禁問題補足資料 "	67
与党の独禁法改正問題PT小委員会報告書 与党独禁法改正問題PT	68
持株会社の解禁について（独禁法改正骨子案） 与党独禁法改正問題PT	69
与党韓国訪問団の帰国報告	73
民法改正案に関する見解 社民党	75
I 猶予の許されぬ金融行政改革 前田 恭宏	
II 日米安保条約と協調的安全保障 橋川こずえ	77
II 日米安保条約と協調的安全保障 橋川こずえ	80

特
集

住 専 問 題

96年度予算案については、新進党が三週間にわたり座り込みを行って審議をストップさせ、住専関連予算の削除と住専処理への破産法・会社更生法の適用を提案した。しかし、そもそも政府・与党が住専問題の解決に財政資金の投入を決断したのは、法的手続きでは問題解決が長びき、金融秩序や景気に多大の悪影響を及ぼすためである。したがって与党は、新進党提案が非現実的であることを示すとともに、予算案の早期成立を訴えた。また、信用組合など金融機関の不良債権問題に対処するための金融三法案については、社民党としての考え方を示した。

他方で与党は、住専処理に国民負担を求ることとしたことから、責任問題の徹底追及・強力な回収体制づくり・金融行政の改革については避けて通れない課題であることを確認してきたが、その取組みの具体化として与党住専処理対策会議を設け、さらにその下に「法的責任等検討プロジェクト」「大蔵省改革プロジェクト」を設置した。法的責任等検討プロジェクトはすでに二つの法律案と一つの法律案骨子をまとめており、近日中に議員立法として国会に提出される運びである。大蔵省改革プロジェクトについては、今国会中に方向性を打ち出すことを目標に、連休明けに作業委員会を設けて取組みを強化することとなっている。

なお、法的責任等検討プロジェクトで検討された民事執行法改正は競売手続きへの暴力団の関与を排除しようとするものであるが、企業の倒産等に際する労働組合等の正当な行為についても排除の対象とならないかが問題となった。このため社民党は、関係各方面と積極的に協議し、改正案に「審尋」の規定及び「五年後見直し」の附則がつくこととなった。しかし同時に、民事執行法改正でこのような課題が生じた背景には、「労働債権の確保」の検討の必要性が認識されながら永年にわたって放置されてきたという事情がある。そこで与党としても、新たに労働債権の確保のためのプロジェクトを発足させ、この課題に取り組むこととなった。

1996・2月

新進党提出の「住専問題に関する 基本方針」の内特に第三項について

与 党 三 党

国家行政組織法第3条による行政委員会と
して不良債権処理公社（日本版RTC）を設

立して、金融機関等の破産・更正手続きの申
し立て権を付与するとともに、管財人の機能

並びに刑事訴追権を付与し、民事・刑事上の責任追求及び債権回収に全力をあげる環境を整備する。

第Ⅰ

1 住専問題は、民間で、破産手続きなど通常の方法で処理することとすると、住専の貸付先も破産手続きをすることになり、連鎖倒産することになる。そうすると、最終的に住専の破産により配当されるべき金額が確定し、個々の金融機関の損失額がはっきりするまで何年間も要し、その間、体力の弱い金融機関は経営不安にさらされ続けることになり、場合によっては預金者に不安が広がり、金融機関の破綻が多発するといった事態も起きかねない。

現に海外から、わが国金融システムに厳しい目が向けられていることは、ジャパン・プレミアムなどからも明らかであり、また、このような状況では、景気の回復が望み得ないことは明らかである。

2 このような事態を回避し、現状を打破して、本格的な景気回復をもたらし、さらにわが国金融システムの安定性と内外の信頼を取り戻すためには、破産手続きによるということなく、住専を整理し、金融機関の損失を、それがいかに大きいものであってもはっきりさせが必要不可欠であり、今回の処理策を選択したものである。

3 今回の処理策は、住専問題の解決、とりわけ住専各社が有するいわゆる不良債権の回収や、住専の役員に対する損害賠償請求権の行使について、民事訴訟、民事執行といった司法手続きをも駆使して実現しようとするものである。

第Ⅱ 「刑事訴追権」なるものが、起訴権を意味するものであるなら、以下のとおり問

題がある。

1 現行の刑事法体系は、国家機関である検察官だけが公訴担当官になるという意味から、検察官による起訴独占主義を採用している（刑事訴訟法 247条）。

これは、検察官が同一体の原則にのっとり中央集権的な組織として活躍するもので、個人差や地方の特殊性に左右されない公平・公正な訴訟を遂行できるという趣旨である。

この起訴独占主義は、刑事法体系の中でも極めて重要な意味を有するものであり、行政委員会に起訴権を付与することは、刑事法体系の根幹を覆すものである。

2 起訴権限を付与するのであれば、その前提として、犯罪捜査権や公判立会権も付与しないと制度としての整合性を欠き、実効性も薄いところ、本来、犯罪捜査や公判活動等を職務としない行政委員会に逮捕等をも含む犯罪捜査権・公判立会権を付与しても、有効・適切な捜査公判活動の遂行は期待できず、また、警察・検察の捜査権等との調整も困難であることに加え、人権侵害等の事態を招く恐れもないしとしない。

3 私的の独占等の規制や公正な証券取引等を維持する趣旨で設立されている公正取引委員会、証券取引等監視委員会についても、調査権が付与されているのみで、犯罪捜査権、起訴権は付与されていない。

また、アメリカにおけるRTCも起訴権は付与されておらず、犯罪については司法当局に告発を行うことによって関係者の刑事责任の追求に資するというものである。

1996・2月

新進党の平成8年度予算 組替提案(平成8年2月27日) に対する連立与党の回答

現在審議している平成8年度予算は、政府・与党として最善のものとして提出したものであり、これを組み替え、再提出することは適當とは考えられない。

住専問題は、金融機関の不良債権問題の象徴的かつ喫緊の課題であり、我が国会融システムの安定性とそれに対する内外の信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、経済を回復軌道に乗せるため、6850億円の財政支出を含む処理方策をとりまとめたところである。従って、これを8年度予算から削除することは適當とは考えられない。

8年度予算は社会保障の充実など福祉の向上に配慮されたものであるとともに、公共投資の着実な推進や21世紀に向けた経済発展基盤の整備など、現下の経済情勢に適切に対応するものであり、国民生活にとってきわめて重要なものである。また、阪神・淡路大震災からの復興についても、所要の予算を計上している。是非ともその早期成立に御協力願いたい。

1996・2月

共産党の平成8年度予算 組替提案(平成8年2月27日) に対する連立与党の回答

現在審議している平成8年度予算は、政府・与党として最善のものとして提出したものであり、これを組み替え、再提出することは

適當とは考えられない。

なお、住専問題は、金融機関の不良債権問題の象徴的かつ喫緊の課題であり、我が国金融システムの安定性とそれに対する内外の信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、経済を回復軌道に乗せるため、6850億円の財政支出を含む処理方策をとりまとめたところである。従って、これを8年度予算から削除することは適當とは考えられない。

1996・3・11

新進党の不法占拠について

与党三党

1 新進党による予算委員会室及びその周辺の不法占拠は、すでに8日目に入った。

不法占拠によって自己の主張を通そうとする異常な行為を認めることは、議会制民主主義・言論の府の破壊へつながる。

院の秩序の回復は、国会正常化の大前提であるという認識で三党は一致した。

2 国内外の情勢をみると、極めて重要な課題が山積している。

その為、各委員会における審議を進め、国民の負託に応える

平成8年3月11日

自由民主党
社会民主党
新党さきがけ

与党三党国対委員長 協議結果

本日、新進党より対案が示されました。

この具体的方針を待っておりました。せっかくのご提案もあり、与党三党としては、国民にご理解いただけるよう真剣に議論を尽くしたいと考えます。

言論の府である以上、国民の負託に応え、予算案の審議が実りあるものとなるため、しっかりと議論をすることは、言うまでもありません。与党三党は勿論のこと、共産党も議論することを表明しております。

与党三党は、政府案と新進党案との比較の中で質疑を行いたいと考えます。

このため、質疑時間も充分とりますし、強

引な採決は致しません。

このような観点からして、一日も早く、異常なる状態の不法占拠を解いて、予算委員会での審議が行われることを望むものであります。

なお、明日、ブラジル大統領閣下ご夫妻が国会を訪れ、正午より、演説が行われます。

このような日本の国会の混乱した姿をお見せすることは、いかがなものかと考えます。議長のご要請もあり、是非とも正常な姿を取り戻し、大統領閣下ご夫妻をお迎えしたいものであります。

1996・3・14

新進党に審議を呼びかける

社 民 主 党
住専問題等特別委員会

新進党は13日、住専問題の処理について、政府案に対する対案を発表した。この案につき、社民党も早速検討させて頂いた。

社民党としては、新進党案について、以下のような疑問をもたざるをえない。したがって、国会の場において新進党に疑問点をただしたいと考える。

新進党も、案を出した以上、われわれの疑問に答える義務があると考える。したがって、新進党に、ただちに審議に応じるよう呼かける。

1 会社更生法の適用について

(1) 更生手続の開始（法38）は困難ではないか？

住専は、「更生の見込みがない」から、裁判所は開始の申立を棄却しなければならないことになると思われる。

（説明）

会社更生法は種々の権利の制限を認めると、それは、更生の見込みがあるからこそ始めて認められるものである（法の基本的理念）。住専のように、多額の不良債権があり、業種としても将来の見込

がないものに、事業の継続を認める余地はまったくない。

(2) 更生計画案が可決される可能性がないのではないか？（法205）

更正計画案が可決されるには、「更正債権者の議決権の総額の3分の2以上の……同意」が必要。したがって、母体行12～44%、一般行18～43%、系統38～51%という債権額の割合のもとでは、銀行と系統の両者が合意できるものでなければならない。しかし、その合意が出来ないから政府案になったのではないか。

新進党案は、「母体行」と「系統」の間に紛争があることを忘れているのではないかと思われる。

(3) 誤りまたは不正確な記述について

① 債権回収については、会社更生法によっても、更生管財人により強力な法的権限が与えられているとは言えない。

② 責任の追及については、損害賠償請求権査定申立てがあるが、相手から意義を申し立てられたら、通常の訴訟で対処するしかない（法75）。したがって、新進党が言うように「短期・簡易・万全」ではない。

③ 新進党は「5年程度で処理できる」というが、複雑な母体行、系統の調整をするだけで相当の日数を要するほか、債権回収（計24万件、及び暴力団関連）や、不動産の換価に相当な日数が必要となるのは明らかであり、5年程度では到底不可能といわざるをえない。

（なお、負債額5000億円の三光汽船の会社更生手続きですら、昭和60年に始まって未だに終わっていない）

④ 7社がバラバラに処理されるため、管財人の見解により、異なった解決となり得るほか、住専各社間で争いになることも予想される。

2 長期間負担が決まらず、困るのでないか？

債権者（金融機関）は、更生手続きが終了するまで、放棄しないですむ債権についても回収できず、利息も受け取れない。また、債権計画が決まっても、住専7社が借手から債権を回収しないと、住専7社の債権者たる金融機関の手元には渡らない。

したがって、長期にわたって多額の資金が滞留してしまうので、体力の弱い金融機関は耐えきれなくなるのではないか？

その場合、信用不安が引き起こされる可能性が高く、その対策のために政府案以上の公的資金が必要になるのではないか？

3 国民の負担がより大きくなる

法的整理といいつつ、債権者平等を重視するのであるから、銀行の負担はより軽くなるのではないか？

他方で、系統には、日銀融資であれ、支援するのであるから、国民の負担はより重くなる（2.7兆円）のではないか？

結局、法的整理という美名のもとに、銀行と系統のツケを政府案以上に国民に押しつけることになるのではないか。

4 矛盾に満ちた案ではないか？

(1) 税金を投入すべきでないといいながら、系統に対し、政府保証を付したし日銀融資を行おうとしているが、

日銀融資はできない（日銀法34）のではないか？

日銀融資の返済には、何をもって原資に当てるのか？

原資が財政支出であるなら、破綻処理に税金を投入したのと同じではないのか？

日銀融資を返済しないことは、本来日銀が国に納めるべき納付金を減らすことになり、国民の税負担増を招くおそれがあるのではないか？

したがって、「税を投入しない」というのは「まやかし」ではないか？

(2) 新進党は、特殊法人として日本版RTCを設け、検察庁や裁判所等の協力を得て、住専7社のために管財人を派遣し、債権回収を実施するとしている。しかしながら、新進党案は、住専各社は民間会社に過ぎないから会社更生法を適用するものであったはずであり、単なる民間会社に過ぎない住専7社の業務のために公務員や特殊法人を動員することは出来ないのではないか？

政府案は、国民負担を増やさないという任務を持った住専処理機構が行う債権回収だからこそ、公務員の協力を求め得るものと考える。

1996・3・25

与党・新進党合意事項

予算委員会及び衆議院本会議における平成8年度予算の審議は各党の意見を尊重し十分な審議を行い、強引な採決は行わない。

証人喚問等について、予算委員会は真摯に受けとめ協議して対応する。

1996・4・8

与党の「与党・新進党国対責任者会談」における提案

1 6850億円削除要求については、本予算衆議院通過時に、国民負担軽減に関する附帯決議を行う。

2 衆議院に「金融問題特別委員会」(仮称)を設置する。この特別委員会において、いわゆる住専処理法案を審議し、かつ、国民負担軽減策についても協議を行う。

3 金融三法案は、特別委員会設置時までに提出し、住専処理法案に引き続き審議する。

4 証人喚問問題については、今後のルールの確立を含めて真摯に対応する。加藤幹事長問題については、予算に絡めるのは筋違いであり、司法手続に入っているので、それに委ねるのが本筋である。村山前総理の参考人・委員外発言については、その必要性を認めない。

5 「与野党合意事項」にある「予算委員会における十分な審議」は、審議時間がすでに200時間を超えており、充たされたものと考える。よって、明9日予算委員会において締めくくり総括・採決を行うことを提案する。

1996・4月（衆議院）

特別委員会の設置について

名称 金融問題等に関する特別委員会

目的 金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題について調査するため

員数 40人

（自民17、新進14、社民5、
さき2、共産1、市民1）理事
8人の割当
(自民3、新進3、社民1、さき1)

1996・4・10

合意事項

与党・新進党

1 予算書の総則に第一六条を追加し「緊急金融安定化資金の6850億円については、制度を整備した上で措置する」旨規定する。

1 現行の金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革を行い、併せて金融機関等の諸問題について協議し処理するための特別委員会を設置する。

1 証人喚問問題については、真摯に対応することを確認し、特別委員会において取り扱うものとする。

自由民主党国会対策委員長
新進党国会対策委員長
社会民主党院内幹事
新進党さきがけ院内幹事

平成8年4月10日

村岡兼造
西園武夫
池端清一
とふわむ

1996・2・20

検討事項

与党住専処理対策会議 法的責任等検討プロジェクトチーム(仮称)

I 立法の方向での課題

- 1 競売による債権回収を容易にする措置について
- (1) 民事執行法上の保全処分を強化する。
同法55条、77条の改正
・売却のための保全処分（不動産の価格を著しく減少する行為又はその恐れがある行為の排除）
・最高買受人または買受人の為の保全処分（不動産の価格を減少させる行為又は引渡しを困難にする行為の排除）

上記二種類の保全処分を第三者である占有者に及ぼすための改正

(2) 民事執行法上の引渡命令を強化する。

同法83条の改正

※83条：買受人が、訴訟によらないで、占有者に引渡しを命ずる裁判を取得するための手続きを次のA、Bの者に及ぼす改正

A：登記等の対抗要件を有しない賃借権者、使用賃借権者

B：差押え後に更新された短期賃

貸権（更新後の賃借権は、買受人に対抗することができない。）

2 債権回収の実行性を確保するための消滅時効に関する措置について

住専処理機構が引き継ぐ債権の消滅時効を一年間停止し、債権回収の実行性を確保する。

※現在の消滅時効の期間

債権一般：10年（民法 167条1項）

商事債権：5年（商法 522条）

3年以下の短期消滅時効もある（民法 170～174条）

3 日弁連民事暴力介入対策委員会より提言の事項（別紙）について

II その他の課題

- 1 短期賃貸借の保護制度の見直し（民法395条）について
- 2 金融犯罪に対する取り締まりの強化等の立法政策について
- 3 民事介入暴力に対処するための必要・適切な制度の見直しや立法政策の強化等について
- 4 執行裁判所の体制強化策について
- 5 「民暴」関係における捜査体制の強化等について
- 6 預金保険機構・住専処理機構の運用体制の強化について

1996・5・8

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案要綱

第一 債権の時効の停止

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「特定住専債権等処理法」という。）第2条第2項に規定する特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住専債権等処理法第7条第1項に規定する指定期間の終了する日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、時効は、完成しないこと。（第1条関係）

第二 根抵当権の担保すべき元本の確定

特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定すること。

（第2条関係）

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。
(附則関係)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案
(債権の時効の停止)

第一条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第 号。以下「特定住専債権等処理法」という。）第2条第2項に規定する特定住宅金融専門会社がこの法律の施行の日において有する債権については、同日以後、特定住専債権等処理法第7条第1項に規定する指定期間の終了する日の翌日から

起算して1年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(根抵当権の担保すべき元本の確定)

第二条 前条の特定住宅金融専門会社が解散したときは、当該特定住宅金融専門会社が有する根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の施行に伴い、特定住宅金融専門会社の債権の回収を迅速かつ的確に行うため、当該特定住宅金融専門会社が有する債権の時効を一定期間停止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案参照条文
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第 号）

（定義）

第二条 この法律において「住宅金融専門会社」とは、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）附則第9条に規定する政令で定める者のうち貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和58年政令第181号）第7条に規定する同令第1条第4号に掲げる者であって、この法律の施行の際現に同号の規定により大蔵大臣が指定しているものをいう。

2 この法律において「特定住宅金融専門会社」とは、住宅金融専門会社のうち、回収の困難となった貸付債権を特に多額に有している等その財産の状況が著しく悪化していることから、この法律で定める特別の措

置によりその債権債務の処理を促進することが必要であると認められるものとして大蔵省令で定めるものをいう。

(財産の譲渡に伴う支援のための助成金の交付)

第七条 機構は、特定住宅金融専門会社が債権処理会社の設立の日から政令で定める日までの期間（次条及び第26条において「指定期間」という。）内に債権処理会社に譲渡した貸付債権その他の財産の譲渡の対価をもってしてもなお不足する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち第12条第1号の契約により債権処理会社が支援するものに当てるものとして、緊急金融安定化基金から、緊急金融安定化基金の金額（前条第2項の規定により緊急金融安定化基金に充てた収入金の額を除く。）の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

2 機構は、債権処理会社が前項の助成金の交付を受けるまでの間当該交付を受けていない部分の助成金の額に相当する金額の範囲内で資金の借入をしたときは、当該借入をした資金に係る利子の支払いに充てるものとして、緊急金融安定化基金から、前条第2項の規定により、緊急金融安定化基金に充てた収入金の額の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。



民事執行法の一部を 改正する法律案について

与 党

1 立法の目的

昨今の競売物件に対する妨害行為により物件の売却ができないという事態が生じている現状にかんがみ、不動産競売の手続きにおける不当な妨害行為を排除し、競売の手続のより適正かつ迅速な遂行を図るため、保全処分及び引渡命令の対象者の範囲を拡張するとともに、その内容を充実し、強化する措置を講じることを目的とする。

2 改正の内容

(1) 保全処分

① 保全処分の相手方

現行法は債務者だけを保全処分の相手方としているが、これに不動産の占有者を加えてその範囲を拡張する。

② 執行官保管を命ずる保全処分の要件

売却のための保全処分において、現在は、相手方が妨害行為の禁止命令等に違反した場合にはじめて執行官保管を命ずることができるものとされているが、このほか、妨害行為の禁止命令等によっては保全処分の目的を達することができない特別の事情があるときは、直ちに執行官保管を命ずることができるものとする。

③ 審尋

債務者以外の占有者に対して保全処分を命ずる場合について、権利主張の機会を確保するための審尋の規定を設ける。

(2) 引渡命令

差押えの効力発生後に不動産を専有した者のほか、その効力発生前から不動産を専有している者に対しても、事件の記録上その者がその権原を買受人に対抗することができる認められる場合を除き、引渡命令を発することができるものとしてその範囲を拡張する。

(3) 担保権の実行としての不動産競売の開始決定前の保全処分

担保権の実行としての不動産競売の開始決定前においても、特に必要があるときは、売却のための保全処分と同様の保全処分を命ずることができるものとする。

3 施行期日等

施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定めるものとし、政府は、執行後5年を目途として、改正規定の施行状況を勘案して、必要な検討をするものとする。

民事執行法の一部を改正する法律案提案理由説明（案）

ただいま議題となりました民事執行法の一部を改正する法律案について、提出者を代表

して、その趣旨をご説明いたします。

この法律案は、不動産の強制競売及び担保

権の実行としての競売事件を処理するについて、占有者らの不当な妨害行為により、競売の手続きの円滑な遂行に支障が生じている現状にかんがみ、保全処分及び引渡命令の相手方の範囲を拡大する等により不当な妨害行為を適切に排除することができるようになるとによって、競売の手続きのより適正迅速な遂行を図ろうとするものであります。

また、この法律案は、労働組合運動その他の正当な活動に対しては、十分な配慮がなされなければならないことを前提とするものであります。

以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、売却のための保全処分及び最高価買受申出人等のための保全処分の相手方を、債務者のほか、不動産の占有者にまで拡大することであります。

第二点は、売却のための保全処分を命ずる場合において、特別の事情があるときは、直ちに執行官保管命令を発することができるものとすることであります。

第三点は、売却のための保全処分及び最高価買受申出人等のための保全処分を命ずる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、労働組合運動その他の正当な活動をする

者などの権利主張の機会を確保するため、審尋を行うことを法律上明確化することあります。

第四点は、引渡命令の相手方を、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者を除く不動産の占有者にまで拡大することであります。

第五点は、不動産に対する担保権の実行としての競売の開始決定がされる前に、特に必要があるときは、売却のための保全処分を命ずることができるものとすることであります。

第六点は、附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の民事執行法第55条、第77条、第83条及び第187条の2の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとすることであります。

以上のほか、所要の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

民事執行法の一部を改正する法律案要綱

第一 売却のための保全処分

- 一 債務者のほか不動産の占有者に対しても、不動産の価格を著しく減少する行為等を禁止し、又は一定の行為を命ずることができるものとすること。（第五十五条第一項関係）
- 二 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項

の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、一による命令に違反したとき、又は1による命令によっては不動産の価格の著しい減少を防止することができないと認めるべき特別の事情があるときは差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は担保権の実行としての競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立てにより、その命

令に違反した者又はその行為をする者に対し、執行官保管を命ずることができるものとすること。(第五十五条第二項関係)

三 執行裁判所は、債務者以外の占有者に対し売却のための保全処分を命ずる場合において、必要があると求めるときは、その者を審尋しなければならないものとすること。(第五十五条第三項関係)

第二 最高価買受申出人又は買受人のための保全処分

一 債務者のほか、不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものに対しても、不動産の価格を減少させ、若しくは引渡しを困難にする行為を禁止し、一定の行為を命じ、又は執行官保管を命ずることができるものとすること。(第七十七条第一項関係)

二 第一の三は、一による命令について準用するものとすること。(第七十七条第二項関係)

第三 引渡命令

一 差押えの効力発生前から権原により不動産を占有している者に対しても、事件の記録上その者がその権原を買受人に対抗することができると認められる場合を除き、引渡命令を発することができるものとすること。(第八十三条第一項関係)

二 債務者以外の占有者に対して引渡命令を発する場合であっても、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるときは、審尋を要しないものとすること。(第八十三条第三項関係)

第四 担保権の実行としての不動産競売の開始決定前の保全処分

一 不動産競売の開始決定がされる前に、債務者又は担保権の目的である不動産の

所有者若しくは占有者が不動産の価格を著しく減少する行為等をする場合において、特に必要があるときは、執行裁判所は、その不動産につき担保権を実行しようとする者(以下「担保権実行者」という。)の申立てにより、第五十五条第一項の売却のための保全処分と同様の保全処分を命ずることができるものとすること。(第百八十七条の二第一項関係)

二 不動産競売の開始決定がされる前に、担保権の目的である不動産を占有する債務者若しくは所有者又はその不動産の占有者でその占有の権原を担保権実行者に対抗することができないものが、一による命令に違反したとき、又は一による命令によって不動産の価格の著しい減少を防止することができないと認めるべき特別の事情があるときは、執行裁判所は、担保権実行者の申立てにより、第五十五条第二項の売却のための保全処分と同様の保全処分を命ずることができるものとすること。(第百八十七条の二第二項関係)

三 一又は二の申立てをするには、第百八十二条第一項から第三項までに規定する文書を提示しなければならないものとすること。(第百八十七条第三項関係)

四 申立人が、一又は二による決定の告知を受けた日から三月以内に、当該担保権の実行としての不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、執行裁判所は、相手方又は所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとすること。(第百八十七条の二第四項関係)

五 債務者及び所有者以外の占有者に対し保全処分を命ずる場合における審尋、事情の変更による一又は二による決定の取消し又は変更、一又は二による決定に対する執行抗告、二による執行官保管命令

の執行の要件並びに一又は二の申立て及び執行官保管命令の執行に要した費用の執行手続きにおける取扱について、所要の規定を準用するものとすること。（第百八十七条の二第五項関係）

第五 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から執行するものとすること。（附則第一項関係）
- 二 この法律の施行に伴う経過措置等所要

の規定を整備するものとすること。（附則第二項から第四項まで関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の民事執行法第五十五条、第七十七条、第八十三条及び第百八十七条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第五項関係）

1996・4・10

民事執行法改正問題について

社会民主党

- 住宅金融専門会社（住専）の不良債権の回収問題は、政府にとっても、又与党にとっても緊急かつ重要な課題である。そのため、与党三党は、住専処理法案や不良債権に関わる金融三法案と関連して、民事執行法の改正、時効特例法案等を検討してきた。
- 民事執行法改正の目的は、昨今の競売物件に対する妨害行為により物件の売却ができないという事態が生じている現状に鑑み、不動産競売の手続における不当な妨害行為を排除し、競売の手続のより適正かつ迅速な遂行を図るために、保全処分及び引渡命令の対象者の範囲を拡張するとともに、その内容を充実強化する措置を講じるというものであり、その趣旨に我々は基本的に賛同する。
- しかし、連合や関係組合等から、不良債権対策の適切な強化には「基本的に賛成」するが倒産等の事態に直面して賃金債権確保を要求して職場を占拠して闘っている労働組合の正当な行為が排除される危険があ

る、との懸念が表明され、「保全処分を強化する際には、労働者の権利や労働債権を確保するための労働組合の正当な行為を排除しないことを法的に明らかにすること」が強く要請されている。

○ 民事執行法が制定された当時（1978年）にも今回と同様の問題が労働組合等から指摘され、審議の結果、正当な権原による占有者の立場に対する配慮に薄いとして、与野党一致して参議院において政府案を修正した経緯があった。事実上、再び修正して政府原案に戻す以上、労働組合等の懸念や要請を、我々としても十分受け止め、何らかの手立てを講じる必要がある。

そこで、与党としては、法55条3項に新たに、債務者以外の占有者に対し保全処分を命ぜる場合において権利主張の機会を確保するための「審尋」の規定を置くこととしたわけだが、関係組合等の懸念を完全に払拭するには至っていない。

そのため、以下の事項について、早急に検討する必要があると考える。

1 民事執行法の改正について

- 改正法の附則に次のような趣旨の規定を設ける。

「政府は、可及的速やかに、労働者が賃金・退職金等の賃金債権を確保することができるようにするための措置について検討し、所要の措置を講ずるものとし、政府が当該措置について検討している間は、賃金・退職金等の賃金債権の確保等のために労働組合が会社施設等の占有を続いている場合を対象外とする。」

2 賃金債権の確保について

- 同法改正にあたり、労働組合等から強い懸念が表明された背景には、現状においては、企業の倒産等に際して賃金債権の確保が極めて困難であるという問題がある。

そこで、与党として賃金債権確保のための法制化を検討し、その実現を図る。

これについては、《与党住専処理対策会議》又は《与党政策調整会議》に報告し、検討機関の早期設置を要請する。

1996・4・26

民事執行法改正について（報告）

与党法的責任等検討
プロジェクトチーム

1 懸案となっていました民事執行法の改正案につきまして、別紙の通り最終案がまとまりましたのでご報告します。

同改正案は、暴力団や占有屋等による不当妨害行為を排除し、不動産競売手続のより適正かつ迅速な遂行を図ることを目的とするものであります。しかし、もともと現行の民事執行法制定時において議員修正が加えられた経緯もあり、この改正が労働組合等の正当な争議行為や権利行使に不当な制約を加えることにならないかという懸念が出され、慎重な検討を行ってきました。その結果、法第55条3項に「必要」があるときは「審尋しなければならない」旨の規定を置き、さらに付隨的措置を講じることとして、プロジェクトとしての最終案をとりまとめたものであります。

本改正案は住専処理法案を実質的に補完するものでありますので、与党政策調整会議において速やかに国会提出の取り扱いがなされるようお取計いをお願い致します。

2 本改正案について上記のような懸念が表明された背景には、企業の倒産等に際して賃金債権の確保が極めて困難であるという問題があります。このことにつき社民党より、賃金債権は公租公課より優先するのが国際的常識であるにもかかわらず我が国では長年の懸案となりつつも未だにこの問題が未解決となっていること、賃確法や破産法の改正が遅れ遅れになっており早期の取組みが必要となっていること等、との指摘がありました。

本プロジェクトと致しましては、以上の経緯にかんがみ、今回の法改正を契機として賃金債権確保の法制化を検討することが不可欠であると受け止めました。したがいまして、この際、与党政策調整会議が新たなプロジェクトを設置するなど、賃金債権確保の課題について検討することを要請します。

以上

金融機関関係罰則

整備について（試案）

与党法的責任プロジェクトチーム

第1 趣旨

我が国の金融機関をめぐる最近の情勢にかかるがみ、金融機関の健全性に対する信頼の回復、維持を図るとともに、金融機関に関する犯罪の再発防止の実効性を高めるために、銀行法等の金融関係法律を改正して、金融機関の健全性やこれに対する信頼を害する行為に対し、必要と認められる刑事罰則の強化を図るものである。

改正の範囲は、次のとおりである。

- 1 行政官庁への虚偽報告、株主総会等に提出する計算書類等の虚偽記載、監査妨害行為等の罰則の強化（形式犯）
- 2 特別背任罪、特別賄賂罪の強化（実質犯）

第2 対象とする金融機関（括弧内は、改正の対象となる法律）

- 1 銀行、信用金庫等
 - ア 普通銀行（銀行法）
 - イ 長期信用銀行（長期信用銀行法）
 - ウ 外国為替専門銀行（外国為替銀行法）
 - エ 信託銀行（銀行法）
 - オ 信用金庫・信用金庫連合会（信用金庫法）
 - カ 信用協同組合・信用協同組合連合会（協同組合による金融事業に関する法律）
 - キ 労働金庫・労働金庫連合会（労働金庫法）
 - ク 農林中央金庫（農林中央金庫法）

- ケ 農業協同組合・農業協同組合連合会（農業協同組合法）
- コ 漁業協同組合・漁業協同組合連合会（水産業協同組合法）
- サ 商工組合中央金庫（商工組合中央金庫法）

2 一定規模以上の貸金業者（いわゆるノンバンク）

資金量の大きさ、倒産した場合の経済社会に与える影響の大きさ、金融機関の迂回融資の防止の観点から（貸金業の規制等に関する法律の改正）。

第3 所管行政庁に対する虚偽報告・検査妨害等の罪の重罰化（商工組合中央金庫は除く。）

1 改正内容

次の1に該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すること

- ① 主務大臣（行政庁）への提出を義務づけられている業務報告書等の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者
- ② 主務大臣（行政庁）から求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

- ③ 主務大臣（行政庁）の権限に基づく質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 改正の要点

現行罰則は罰金刑（上限は、20万円～50万円）のみのところ、懲役刑を加えるとともに罰金刑を引き上げる。

（注）銀行法第63条第1～3号、外国為替銀行法第19条第2～4号、長期信用銀行法第25条第2～4号、信用金庫法第90条の3第1～3号、協同組合による金融事業に関する法律第10条第1～3号、労働金庫法第100条の3第1～3号

各50万円以下の罰金

農林中央金庫法第34条ノ2第1～3号

30万円以下の罰金

農業協同組合法第100条第1項、水産業協同組合法第129条第1項

20万円以下の罰金（1-②③）

3 改正理由等

- ① 監督官庁において金融機関の違法、不当な業務行為を早期かつ的確に把握し、これを是正することが必要である。懲役刑を加えることによって、報告の正確性等の確保の上で大きな効果が期待できる。
- ② 懲役刑の上限を1年、罰金刑の上限を300万円としたのは、業法における形式犯の刑罰体系を考慮したものである（例えば、銀行法では、無免許営業につき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、大臣の業務停止命令違反につき1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。
- ③ 上記以上の法定刑とするには、各業法の罰則規定全体の見直しが必要とな

り、今回の改正趣旨から外れる。今回の改正後の運用状況を踏まえ、必要があれば、更なる改正を検討する。

④ 重罰化の対象は、通常の営業活動を行っている金融機関に限るものとし、例えば清算手続中等における違反行為については除外する。

⑤ 農業協同組合及び水産業協同組合は、何れも総合事業体であり、必ずしもすべてが信用事業を行っているものではないので、本改正による法定刑の引き上げについては、信用事業を行っている組織のみを対象として行うこととする。

なお、これらの組合については、業務運営の健全性を確保するための抜本的な法改正が直近の次期国会以降に予定されている。

⑥ 商工組合中央金庫については、政府出資率が高く、理事長等を主務大臣が任命するなど公法人的性格が強いことに加え、会計検査院の検査を受けることも勘案して、形式犯における重罰化の対象から除外するものである。

第4 計算書類、監査報告書等の虚偽記載等及び監査妨害の犯罪化（商工組合中央金庫は除く。）

1 改正内容

次の1に該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すること

- ① 貸借対照表、損益計算書、営業報告書（業務報告書）、利益処分又は損失処理案（剰余金処分案又は損失処理案）、（附属明細書）、監査報告書（意見書）等の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした取締役（理事）若しくは監査役（監事）若しくは会計監査人（会計監査人が監査法人である

- 場合においては、その職務を行う社員)又はその職務を補助する者
- ② 監査役(監事)又は会計監査人による会社の業務及び財産に対する調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ③ 正当な理由がないのに、会計監査人による会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒み、又は妨げた者

2 改正の要点

現在は、過料のみが定められている基本的計算書類等の不実記載、監査妨害行為等を犯罪化すること

3 改正理由等

- ① 各種総会への提出及び事務所等への備置を義務づけられた上、関係者に開示が義務づけられている会計及び業務関係の重要書類については、ディスクロージャーによる金融機関の財務、経営の健全性の確保の重要性にかんがみ、その正確性を担保する必要性が大きい上、特に会計及び経営の健全性を確保するためには、その前提として適正な監査が実施される必要がある(現行法ではおおむね10~100万円以下の過料)。
- ② 法定期については、虚偽報告等の場合と同様の考慮による。
- ③ 農業協同組合及び水産業協同組合については、虚偽報告等の場合と同様の理由により、信用事業を行っている組織に限る。
- ④ 農業協同組合及び水産業協同組合の監事が作成する意見書の記載内容は現在、通達によって規定されているが、今回の改正に伴い、省令によって、規定されることになる予定。
- ⑤ 商工組合中央金庫については、会計検査院の検査を受けることから、それ以上に会計の適正化を図るために刑の

重罰化あるいはディスクロージャーの観点からの罰則規定の新設は必要でないものと考える。

- ⑥ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫については、今国会に提出が予定されている「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案」(信用金庫等について、銀行と同様に監事の機能強化、外部監査制の導入等を図るもの)による信用金庫法等の一部改正を前提とするものである(これとの関係については、第9参照)。

同法律案では、農業協同組合及び水産業協同組合の監査強化関係の改正は行われないことから、両組合については、本改正中、会計監査人に関わるものは除外されるが、この点については、遅くとも、次期通常国会において、その点の手当てをも含めた両組合法の改正法案が提出される見込みである。

第5 特別賄賂罪の強化及び新設

1 改正内容

- (1) 取締役(理事)、監査役(監事)若しくは職員又は会計監査人(会計監査人が監査法人である場合においては、その職務を行う社員)が、その職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処するものとすること
- (2) 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処するものとすること
- (3) 第1項の場合において、犯人が収受

した賄賂は、没収し、その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴するものとすること

2 改正の要点

- ① 銀行（株式会社）、会計監査人
 - ア 現行法上、「不正の請託」が要件とされているところ、「不正の」という要件を廃止する。
 - イ 現行法上、取締役等一定の地位にある者に主体が限定されているところ、その限定を廃止する。
 - ウ 現行法上、「財産上の利益」とされているのを「賄賂」とする。
 - エ 収賄の結果、不正をした場合の刑を加重する。
- ② 信用金庫等
 - 同様の処罰規定を新設する。
- ③ 商工中金
 - 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の適用排除。

3 改正理由等

- ① 不特定多数の者の預金等を取り扱う金融機関の公共性及び不正融資等が行われた場合の社会的影響等にかんがみ、金融機関の役職員等の業務行為の適正とそれについての社会の信頼を保護する。
- ② 銀行については、現行法下においても、商法 493条の特別賄賂罪の対象となっているが、同条は、(ア)「不正の請託」を要件としているため裁量権限の範囲の広い取締役等については、その適用が困難で、キックバック等に的確に対応できない点、(イ)犯罪主体についても一定の権限のある職員に限定していることから、実際の適用の上で範囲の確定に困難が生じ、例えば、融資担当職員が賄賂を受け取っても、処罰さ

れない場合が生じうる点で問題がある。

そこで、この「不正」の要件を削除するとともに、犯罪主体を一般職員にまで拡大したほか、現実に不正行為を行った場合の加重規定を設けて、現行法の特別賄賂罪を強化することとしたものである。

収賄をして不正行為等をした場合の刑を5年とすることによって、この場合の公訴時効の其間が3年から5年になる。

③ 法定刑については、公務員（単純収賄につき5年以下の懲役、受託収賄につき7年以下の懲役、加重収賄につき1年以上の懲役、贈賄につき3年以下の懲役又は250万円以下の罰金）、株式会社一般の役員等（受託収賄・贈賄につき3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）との均衡を考慮したものである。

④ 農業協同組合及び水産業協同組合は、何れも総合事業体であり、必ずしも信用事業を中心に設立されたものではないので、これらの組合において行われる業務行為すべてを特別賄賂罪の対象とすることは、今回の改正趣旨から外れる上、他の協同組織等に対する規制との間で均衡を失すこととなる。そこで、両組合については、信用事業を行う組合の役職員が、当該事業に係る職務に関して賄賂を收受した等の行為だけを対象とすることとする。

⑤ 商工中金については、現行法上、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律により、賄賂罪が定められているが、同法は戦後の過渡的な法律であり、当時対象となっていた金融機関で、現在もその対象となっているのは、商工中金のみであって、現時点において別個に扱う理由が希薄になったと認められることか

ら、銀行等と同様とする。

第6 特別背任罪の強化及び新設

1 改正内容

- (1) 取締役（理事）、監査役（監事）又は職員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は銀行に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、銀行に財産上の損害を加えたときは、10年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとすること
- (2) 前項の罪の未遂は、罰するものとすること

2 改正の要点

① 銀行（株式会社）

- ア 現行の法定刑（7年以下の懲役又は300万円以下の罰金）を引き上げる。
- イ 現行法上、取締役等一定の地位にある者に主体が限定されているのを拡大する。

② 信用金庫等

- 現行法上、刑法上の背任罪の適用があるのみであるのを、特別背任罪を新設する。

3 改正理由等

- ① 不特定、多数の者の預金を取り扱う金融機関の財産を保護する必要性が大きいこと、金融機関における不正融資等の背任事件が金融機関に対する信頼性を損なわせる等一般社会にもたらす影響が大きいこと等にかんがみ、背任行為についての処罰を強化する。また、これによって、公訴時効の期間が現行の5年から7年になる。

- ② 銀行については、商法486条の特別背任罪の対象となっている（7年以下

の懲役又は300万円以下の罰金）。しかし、同罪は、金融機関の役職員において行われることが少なくなく、かつ、被害金額も多額にのぼることから、業務上横領罪（10年以下の懲役）と同様の刑を科すことが適当である。

犯罪主体についても一定の権限のある職員に限定していることから、実際の適用の上で、範囲の確定に困難が生じ、例えば、融資担当職員については、刑法における背任罪（5年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の罪責しか問えない場合が生じうる（改正刑法草案において新設が提案されている業務上背任については主体は限定されていない。）。

銀行以外の金融機関については、一律、刑法上の背任罪にしか問擬できない。

そこで、金融機関の役職員全般を対象とし、法定刑も商法上のものより引き上げた新たな特別背任罪を新設することとしたものである。

- ③ 農業協同組合及び水産業協同組合については、今回の改正趣旨から、特別賄賂罪と同様、信用事業を行う組合の役職員が、当該事業に係る職務について背任行為を行った場合だけを対象とすることとする。

第7 法人両罰規定の罰金額の引き上げ

1 改正内容

金融機関が、その金融機関の業務に関し、第3及び第4に係る違反行為（虚偽報告、計算書類の虚偽記載等）をしたときは、その行為者を罰するほか、その金融機関に対して1億円以下の罰金刑を科すること

2 改正の要点

金融機関に対する罰金刑の額を高額化すること

3 改正理由等

- ① 両罰規定の対象となる金融機関の規模にかんがみ、行為者と同じ金額の罰金刑を科しても、刑罰としての意義に乏しいことから、金融機関について罰金額を引き上げる。
- ② 引き上げ額については、現行法における他の罰則規定の罰金額との均衡及び金融機関の一般的な資金力等を勘案したものである。

第8 一定規模以上の貸金業者（株式会社）に対する罰則の強化

1 改正内容

- (1) 所管行政府に対する虚偽報告・検査妨害等の罪の重罰化

次の一に該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すること

 - ① 貸金業者が資本金5億円以上の株式会社で、事業年度の末日における貸付残高が政令で定める額(500億円)を超えるものである場合に、大蔵大臣等への提出を義務づけられている事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
 - ② 貸金業者が資本金5億円以上の株式会社で、前事業年度の末日における貸付残高が500億円を超えるものである場合に、大蔵大臣等から求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - ③ ②の場合に、大蔵大臣等の権限に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 計算書類、監査報告書等の虚偽記載等及び監査妨害の犯罪化

貸金業者が資本金5億円以上の株式会社で、事業年度の末日における貸付残高が500億円を超えるものである場合に、次の一に該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すること

- ① 貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分又は損失処理案、附属明細書、監査報告書等の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした取締役若しくは監査役若しくは会計監査人（会計監査人が監査法人である場合においては、その職務を行う社員）又はその職務を補助する者
- ② 監査役又は会計監査人による会社の業務及び財産に対する調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ③ 正当な理由がないのに、会計監査人による会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒み、又は妨げた者

（法人両罰規定の罰金額の引き上げ）

貸金業者が、その貸金業者の業務に関するして、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その貸金業者に対して1億円以下の罰金刑を科すること

(3) 特別賄賂罪の強化

- ① 資本の額が5億円以上の株式会社である貸金業者の取締役、監査役若しくは職員又は会計監査人（会計監査人が監査法人である場合においては、その職務を行う社員）が、その職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、3年以下の懲役又は

- 300万円以下の罰金に処し、これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処するものとすること
- ② 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処するものとすること
- ③ 第1項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収し、その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴するものとすること

(4) 特別背任罪の強化

- ① 資本の額が5億円以上の株式会社である貸金業者の取締役、監査役又は職員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は貸金業者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、貸金業者に財産上の損害を加えたときは、10年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること
- ② 前項の罪の未遂は、罰するものとすること

2 改正の要点

一定規模以上の貸金業者に対し、銀行等と同様の罰則の整備をする。

3 改正理由等

- ① 倒産した場合の経済社会に与える影響の大きさ、金融機関の巡回融資の防止といった観点から、一定規模以上の株式会社組織である貸金業者（いわゆるノンバンク）についても、金融機関と同様に取り扱うことが相当である。
- ② 罰則の強化の対象とする貸金業者の範囲については、その金融秩序に対する

影響の大きさを考慮したものである。

所管行政庁に対する虚偽報告・検査妨害等の罪、計算書類、監査報告書等の虚偽記載等の罪については、その財務の健全性の確保のため外部監査を受けることが義務とされている資本金5億円以上の株式会社に限った上、業務報告書の提出が義務付けられる貸付残高が500億円を超えるものについて罰則を強化することとする。

特別賄賂罪、特別背任罪については、性質上、事業実績という流動的な要素で範囲を定めることは困難であるので、資本金のみによってその範囲を画することとした。

第9 その他

1 施行期日について

信用金庫等への外部監査の導入に関する部分など、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案」（以下「健全性法案」という。）による信用金庫法等の改正を前提としている部分については、同改正法の施行期日に合わせて施行することとする。

2 健全性法案によって、新たに法制化する事項は、次のとおりである。

- (1) 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫について
- ① 理事の附属明細書作成義務
 - ② 業務報告書、貸借対照表、損益計算書、付属明細書の記載方法を省令で定めること
 - ③ 監事の監査報告書作成義務
 - ④ 監事の子会社調査権
 - ⑤ 外部監査の導入
 - ア会計監査人の監査報告書作成義務
 - イ会計監査人の調査権
 - ウ会計監査人の小会社調査権

エ会計監査人の帳簿閲覧権

(6) 信用金庫、労働金庫、信用協同組合については、適用対象となる規模

等は、政令で定める予定。

(2) 労働金庫、農林中央金庫について
監事の調査権

『金融関係罰則整備について（試案）』の骨子

	構成要件・刑罰	現 行	本 試 案
特別賄賂罪 (現行の関係条文 : 商法 493条)	主 体	役員等	役員等+一般職員
	行 為	不正の請託	請託
		財産上の利益	賄賂
	刑 罰	懲役 3年 罰金 100万円	懲役 3年乃至5年 罰金 300万円
特別背任罪 (現行の関係条文 : 商法 486条)	主 体	役員等	役員等+一般職員
	その他の構成要件		
	刑 罰	懲役 7年 罰金 300万円	懲役 10年 罰金 500万円
当局に対する虚偽報告・検査妨害罪 (現行の関係条文 : 銀行法63条)	(構成要件)	(不 変)	
	刑 罰	懲役 なし 罰金 50万円	懲役 1年 罰金 300万円
計算書類等の虚偽記載・監査妨害罪 (現行の関係条文 : 商法 498条 1項, 銀行法65条 6号)	主 体	役員等	役員等+補助者
	その他の構成要件		
	刑 罰	懲役 なし 過料 100万円	懲役 1年 罰金 300万円
そ の 他	上記二罪における 法人への刑罰	行為者と同一 (罰金50万、 過料 100万)	罰金 1億円

金融行政改革の基本視点（骨子）

住専問題に象徴される金融機関の不良債権問題や、昨年の大和銀行の巨額損失事件などに見られるように、金融政策のありかたが厳しく問われており、これまでの金融行政を根本的に見直して内外の信頼を回復することが強く求められている。連立与党は「金融行政をはじめとする大蔵省改革プロジェクトチーム」を発足させて討議を積み重ねた結果、金融行政改革の基本視点を以下のように取りまとめる。

(1) 行政の透明性確保・護送船団方式との訣別

金融行政は透明な市場ルールを整備、競争制限の撤廃など、市場メカニズムの補完にとどまるべきであり、これまでの護送船団方式というもたれあい、天下りの構造に訣別する。

(2) 自己責任原則—自立と責任

金融活動は市場メカニズムを基本とし、自由で活力あるものとする。このためディスクロージャーを一層推進する。民間金融機関はその役割の公共性と責任を自覚して、これまでの行政依存の発想を大きく転換し、自己責任に基づいて行動することとする。

(3) 厳正な検査・監督体制の確立

金融機関の健全性確保のためには、自らによるリスク管理・内部管理の強化が必要である。行政においても従来の行政指導によるきめ細かな事前規制から転換して、検査・監視によるチェック機能に重点をおく。

検査・監督体制の確立のためには独立性のある監督機関で、ルール違反に対する処分と是正の機能が重要であり、これによって金融機関・行政と一定の緊張関係が保たれるようにする。

(4) 21世紀を展望した金融システムの構築

金融の国際化・自由化の流れがめざましく進行し、金融活動も複雑多岐にわたっている。このような状況のもと、金融行政は市場のグローバル化の進展と経済活動の国際関係の高まりに即応したルールを確立し、国際金融社会で厚い信頼を得る視点から改革しなければならない。

(5) 日本銀行法の改正

現在の日銀法は時代の変化に大きく立ち遅れたものとなっている。これを改正して中央銀行としての独立性・政策決定責任を鮮明にし、さらに国際化の急速な進展に対応した役割を果たすものにすることが必要である。同時に金融政策を担当する国会の委員会機能について検討を行う。

以上の基本視点の確認のうえに、当P.T.で機構の改革についての討議をはじめる。



21世紀に向けた金融システムの再構築

○ 目指すべき新しい金融システム

- ・自由化に伴い競争原理、自己責任原則が徹底される
- ・金融機関経営、金融行政の透明性が確保される

○ 早急に取り組むべき課題

- ・金融機関経営の健全性確保（金融機関自身のリスク管理、行政による補完的チェック）
- ・破綻処理の迅速化・多様化（破綻が免れない金融機関を円滑に処理）
- ・21世紀までに金融システムの健全化を急ぐ（住専問題の処理、木津・大阪信用組合の処理をはじめ、不良債権問題の早急な解決）

↓

《健全性確保のための施策》

- ・早期是正措置の導入
(客観的指標に基づき早め早めに行政措置を講ずる)
- ・金融機関経営の透明性の向上
(例：不良債権のディスクロージャーを98年3月期までに完了する。)
- ・適正なリスク管理の充実
(例：トレーディング業務に時価会計を導入する)
- ・信用組合経営の健全化
(例：常勤役員の兼職を原則として禁止し、監査機能も強化する)
- ・系統についてもディスクロージャーの推進、早期是正措置の導入
- ・ノンバンクについても関係金融機関を通じたチェック

《破綻処理の迅速化・多様化》

- ・裁判手続の活用
(監督当局の申立てにより、早期に手続を開始する)
(預金保険機構に預金者を代理する機能を付与し、手続を迅速化する)
(協同組織金融機関へも会社更生手続を適用する)
- ・預金者利便の向上
(預金保険機構が預金者に清算配当相当を前払いできるようにする)
(保険金等の支払いを現金でなく他の金融機関への預金設定により行えるようにする)

《21世紀までに残された期間は5年》

《金融システム健全化のための時限措置》

- ・今後5年間は原則として預金の全額を保護（特別勘定、特別保険料の時限的導入）
- ・最大限の保険料徴収（一般保険料4倍、特別保険料3倍）
- ・整理回収銀行（破綻信用組合の受皿・回収機関）の整備、強力な回収の推進
- ・信用組合の破綻処理に限り、将来財源が足りない万一の場合に、適切な財政措置（政府保証）

- ・住専問題の処理については、去る2月9日に「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案」を国会に提出済

↓

国民経済の発展に資するため、金融機関が本来の機能を回復する。
国際的にも通用する新しい金融システムを構築する。

基本的考え方と関連する法律案との関係

(注) ●は法律事項、○は法律外事項

《基本的考え方》	《具体的方策》
<u>1. 健全性確保のための施策</u>	<u>【金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）】</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 透明性の高い手法で適時に対応措置を発動 ○ 金融機関経営の透明性の向上 ○ 金融機関のリスク管理の充実 ○ 信用組合経営の健全化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期は正措置の導入（客観的指標として自己資本比率を活用） ○ 同措置の客観性と実効性確保のため、外部監査を活用した資産内容の自己査定の導入や検査・モニタリング体制の整備を図る。 ○ 不良債権のディスクロージャーの推進（98年3月期に完了） ○ 不祥事件発覚後30日以内に書面で当局へ報告 ● デリバティブ取引等トレーディング業務への時価会計の導入 ○ リスク管理体制、内部管理体制の充実 ● 信用組合の常勤役員の兼職原則禁止 ● 信用組合等の監事機能の強化、員外監事の登用、外部監査制の導入 ○ 信用組合に対する国と知事との共同検査の発動基準の明確化 ○ 一般の金融機関としての性格を強めている信組の業態転換 ● 銀行からの協同組織金融機関への営業譲渡、協同組織金融機関相互間の事業譲渡に係る制度整備
<u>2. 破綻処理の迅速化・多様化</u>	<u>【金融機関の更生手続の特例等に関する法律案（仮称）】</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理を先送りせず早期かつ迅速に対処 ○ 破綻処理における預金者利便の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の裁判上の破綻処理手続の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督当局による手続開始の申立て ・ 預金保険機構による預金者の代理 ・ 協同組織金融機関への会社更生手続の適用
<u>3. 金融システム健全化のための時限措置</u>	<u>【預金保険法の一部を改正する法律案（仮称）】</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後5年間は、原則として預金の全額を保護 ○ 預金保険料を最大限徴収 ○ 破綻信用組合の受皿・回収機関として整理回収銀行を整備（東京共同銀行を改組） ○ 信用組合の破綻処理に限り、万一財源が足らざる場合の備えを確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 破綻処理方法の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金等債権買取制度の創設（清算配当相当の前払い） ・ 預金設定方式による保険金等の支払い ● 今後5年間の臨時異例の措置として、預金保険機構に特別勘定（一般金融機関特別勘定・信用組合特別勘定）を設置し、資金援助を実施 ● 特別保険料の創設（料率は現行の一般保険料率の3倍） ○ 一般保険料の料率も現行の4倍に引き上げ ● 整理回収銀行に対し預金保険機構が出資その他の援助を実施 ○ 整理回収銀行への都道府県の財政支援を今後とも期待 ○ あらゆる法的手段を活用しつつ強力な債権回収を推進 ● 3年後に特別保険料の見直しを行った上で、特別勘定廃止時に信用組合特別勘定が赤字の場合、政府による適切な財政措置（政府保証）を講ずる。

(注) 住専問題の処理については、去る2月9日に「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案」を国会に提出済。

(備考) 整理回収銀行について住専処理機関と同様の税制上の措置を講ずるとともに、協同組織金融機関への会社更生手続の適用及び預金等債権買取制度の創設に伴う課税関係を整理する。

金融三法の国会提出承認にあたって

社会民主党
住専問題等特別委員会

「金融三法案」の国会提出を承認するにあたり、以下の諸点について確認する。

- 1 預金保険制度の厳正な運用に努め、国民負担を極力少なくするよう努力する。
- 2 法律施行後3年目に、5年後を展望して

状況を検証し、国民の納得の得られる適切な措置をとるものとする。

- 3 政府保証を行うこととすることに伴い、金融機関に厳しい自己責任原則の確立を求め、併せて今日の事態を招いた行政・金融機関等の責任を明確にする。

※下記の資料に関しては、本誌96年4月号「住専問題」特集に掲載済

- ・3つの基本態度、4つの課題(2/6)
- ・住専―社会民主党と与党の取組み(2月)
- ・与党確認事項(2/8)
- ・当面の確認事項(党大蔵改革2/15)
- ・検討事項(与党法的責任2/20)
- ・損害賠償請求権について(2/29)
- ・住専問題に関する新たな措置について(3/4)

社会新報ブックレット

A5判 64頁 ①~②500円 ③700円 ④~⑥600円 〒240円

- ②社会党の50年 歴史的な役割とこれから 石川真澄・安東仁兵衛
- ③オウムを語る 宗教状況と私たち 丸山照雄
- ④復興への提案 阪神・淡路大震災から学ぶ 後藤正治ほか
- ⑤どうなる、あなたの年金 池端清一
- ⑥「安全は21世紀のキーワード」 PL法の生かし方 吉澤啓晴
- ⑦なかよくケンカしな 临时障害者教育審議会設置法をめざして 堀利和
- ⑧AIDSと闘うための18の方法 森下紀彦
- ⑨まーかいかがウチナー どこへ行く沖縄 上原康助・照屋林賢・大田昌秀
- ⑩お坊さんも外国人労働者も コミュニティ・ユニオンの町づくり仲間づくり 小畠精武
- ⑪環境保全型農業へ ポスト・ウルグアイ・ラウンドを探る 辻一彦・唯是康彦
- ⑫あたりまえだよ男の子育て 鈴木政俊・圭子
- ⑬環日本海の将来 環日本海社会党フォーラム
- ⑭東経148°からのSOS 金丸知好
- ⑮写真紀行ウェットランド 島田興生
- ⑯カンボジアPKO体験記 柳原滋雄
- ⑰会社本位主義をかえる 奥村宏・鷺尾悦也
- ⑱政策提案型市民運動のすすめ・理念編 須田春海
- ⑲いま社会民主主義を選ぶ 熊沢城
- ⑳国会でチャランケ 二風谷にアイヌとして生きる 薩野茂
- ㉑夫婦別姓 家族をここからかえる 福島瑞穂・千葉景子
- ㉒知事が語るニッポン分権 横路孝弘・橋本大二郎
- ㉓リゴベルタ・メンチュウ 先住民族の誇りと希望 上野清士
- ㉔これまでの社会民主主義 これからの社会民主主義 住沢博紀
- ㉕社会が育てる市民運動 アメリカのNPO制度 岡部一明

■お近くの書店または下記にご注文下さい■

社会民主党機関紙宣伝局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 ☎03(3592)7516 呼03(3581)3528

資料

1996・3・28

与党戦後50年問題プロジェクト における検討の成果等について

与党戦後50年問題プロジェクト

1 本プロジェクトにおける検討の意義

戦後50年という重要な節目に当たり、我が国は、平和で自由な国際社会の構築に向けて一層貢献し、近隣諸国民と手を携えてアジア・太平洋の未来を築いていく必要があるとの認識のもと、平成6年8月、自由民主党、社会党（現・社会民主党）、新党さきがけの与党三党は、戦後50年問題プロジェクトを設置し、戦後諸問題の解決に向けて精力的な審議に取り組んできた。その結果、次に掲げる諸事項について、成果を得、また、国政の基本方向について合意を形成するに至った。この機に臨んで、与党三党が集まり、数多くの問題について活発な議論を行い、合意を得て下記の通り、具体的な成果を上げることができたことの意義は極めて大きいものというべきである。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の制定（平成6年12月9日成立、同16日公布、平成7年7月1日施行）
- (2) いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告（平成6年12月7日）、「女性のためのアジア平和国民基金」発足（平成7年7月19日）
- (3) 旧日赤救護看護婦等慰労給付金支給額に関する合意（平成6年12月15日）
- (4) 中国における遺棄化学兵器処理に向けた調査の実施（平成7年2～3月、5～6月及び9月）

- (5) 沖縄・八重山地域マラリア問題に関する合意（平成7年4月25日）

- (6) 歴史を教訓に平和への決意を新たにする決意（平成7年6月9日）
- (7) 平和友好交流計画の予算化（平成7年度）

- (8) 在サハリン「韓国人」支援事業の予算化（平成7年度）

- (9) 台湾確定債務支払いの予算化（平成7年度）

- (10) 戦没者遺児による慰靈友好親善事業の拡充

- (11) アジア国際こども図書館の設立

- (12) 北方領土における諸問題の調査着手

2 未処理事項の取り扱い

第38回（10月25日）のプロジェクト会議において、年度末までとした合意に基づき、その任を終わるが次の事項については、プロジェクトで課題として取り上げ合意ないしは解決に至らなかったものであり、これらは与党政策調整会議に懸案事項として報告するものである。

- (1) 恩給欠格者問題
- (2) 北方領土における諸問題
- (3) シベリア等の戦後強制抑留者問題
- (4) 旧植民地出身の軍人軍属等の補償問題
- (5) いわゆる「強制連行」問題

3 最後に

当然のことながら、本プロジェクトにおいて得た成果が完全かつ最後のものであるわけではなく、なお残された課題があることも事実であるし、一応の合意を得たことでも政府を見極める必要のある事項も存在する。今日、国際社会は激動の時代を迎える。これを支える二国間・多国間関係は刻々と流動を続けている。来るべき21世紀においても、このような動きは、厳しさを増すことはあっても衰えることはないであろう。我が国が、より平和で豊かな国際社会の形成に向けて、積極的に貢献するとともにリーダーシップを発揮していくためには、各国との搖るぎない信頼関係という強固な基盤を日々と築いていくための努力が常に要

求されるのである。そうした意味において、戦後50年というのは、戦後問題の「終わり」としてではなく、我が国と国際社会の未来に向けた「出発点」として位置づけられるべきである。このような認識のもとに、我々は今後とも、残された課題に対する政府の取り組みを督促し、その着実な前進のための働きかけを行っていく決意である。

先の大戦はアジア近隣諸国を始め各国に大きな傷痕を残し、我が国にとっても戦後問題は極めて深刻かつ困難な問題が多い。このような中で、ここに数多くの具体的な成果を上げることができたのは、本プロジェクトのメンバーを始め関係諸氏の多大な努力と熱意によるものであることを改めて強調しておきたい。

1996・4・12

与党NPOプロジェクト 議論経過と現状

社会民主党

市民公益活動プロジェクトチーム

1 与党NPOプロジェクトは、96年2月に発足して以降、NPO法案策定の議論を続けてきた。

2 昨年に、まず、次ぎの4点について合意した。

(1) NPO法人法案を制定し、比較的簡単な方法によって、NPOが法人格を取得できるようにする。但し、民法改正は行わず、特別法とする。

(2) 法人格取得と税制優遇措置の要件とは制度的に切り離す。

(3) NPO法人法案と税制優遇措置のため

の法案は同時に提出する。

(4) 議員立法とする。

3 NPO法人法案について、当初、各党案を提示し合い議論したがその際焦点になった点は以下の項目であった（詳細は「政策資料」96年1月号参照）

(1) 対象団体：非営利・自発性・活動分野の類型化（社）、公益・ボランティア・非営利（自）、非営利（さ）。

(2) 法人格取得手続き：都道府県の確認・登記（社）、都道府県の認可・登記（自）、

- 総会の決議・登記（さ）。
- (3) 所轄庁：都道府県（社、自）、所轄庁は設けない（さ）。
- (4) 所轄庁の事務の性格：団体事務（全党）、
- (5) 情報の開示義務：都道府県に届け出（社、自）、第3者機関に送付（さ）。
- (6) 解散命令：都道府県等の請求により裁判所決定（社）、都道府県が認可取消し（自）、利害関係人等の請求により裁判所決定（さ）。
- (7) 残余財産の帰属：市民活動法人、国、公益法人等（全党）。
- (8) 役員：禁治産者、指定暴力団等は役印になることはできない（全党）。

以上のように、三党間で主張が異なっていた点もあったし、一致した点もあった。

4 その後、議論を積み重ね、三党の歩み寄りの結果、一部を除き、95年12月14日に「市民活動促進法案の骨子試案」（全文は別掲「資料1」）で合意をみた。

〈そのポイントは〉

- (1) 法の目的は、市民活動団体に法人格を付与し、市民活動の発展を促し、公益の増進に寄与する。
- (2) 市民活動の定義は、福祉、環境、人権、国際協力、その他の分野（14分野を列挙）で自主的に、営利を目的としない、ボランティア活動を始めとする活動。
- (3) 要件として、一定人数を要する、選挙活動、宗教活動、会員への利益分配、役員への高額な報酬支払い等をしてはならない。

*政治活動については各党の相違があり、ペンドィング。

- (4) 取得手続きとして、申請書、定款その他の書類を都道府県に提出し、設立の認証を受ける。正当な理由がない場合には3月以内に認証を決定しなければならぬ。

- い。
- (5) 役員として、一定数以上の理事をおく。指定暴力団員等は役員になることはできない。親族は一定割合以内に制限する。
- (6) 市民か集う法人は、事業報告等の情報開示義務を負う。
- (7) 行政処分として、情報開示が3年間行われなかった場合や、法令に違反した場合などは改善命令を行い、なお改善命令に従わない場合には都道府県は認証を取り消すことができる。
- (8) 解散として、定款による解散事由、合併、認証取消しその他の場合解散する。残余財産は、他の市民活動法人、市民法人、都道府県、国などに帰属する。

〈税制措置として合意した点〉

- (1) 市民活動法人（仮称）の所得課税は原則非課税、収益事業のみ課税。
- (2) 市民活動法人のうち、特に公益性の高い法人（特定市民活動法人…仮称）については、市民公益法人と同様の優遇措置を付与する。

5 今年になってから2月1日に、与党NPOプロジェクトは、上記の「骨子試案」で合意をした際に宿題となっていた「公益」、「ボランティア活動」、「認証の取消し基準」の理解の仕方について協議を行い、その理解について一致し、「与党三党プロジェクト確認事項」（別掲「資料2」）の文書を取り交わした。

〈その趣旨は〉

- ・「公益」=公益性の判断は行わず、「定義」にある分野に該当し、他の要件を充たせば自動的に法人格の認証を受ける。
- ・「ボランティア活動等」=本法は、ボランティア活動だけを対象にしているわけではなく、恒常的な有償活動を行ってい

る活動も含む。

- ・「認証の取消し基準」＝法律案に定められた場合以外の取消しはできない（所轄庁の恣意性を排除する）。

この「確認事項」に基づき、「骨子試案」を法案づくりの土台とすることを正式に確認した。同時に3月中に国会に法案を提出するよう努力することでも意見の一致をみたところである。

6 それに先だって、橋本政権の発足に当たっての96年1月8日の「三党政策合意」において、NPO支援として以下のような確認を行っている。

「非政府組織・非営利団体への法人格付与法の早期制定等市民活動団体を支援することにより、その健全な発展を促進する。早期に成案を得、議員立法により次期通常国会での成立を目指す」となっている。

7 2月8日、15日の両日に、「骨子試案」に基づく堂本座長試案をタタキ台に議論したが、「骨子試案」段階でペンドィングになっていた政治団体の範囲の問題や、所轄庁の監督等について、各等間の意見は平行線を辿った。

8 2月16日以降、自民党の熊代座長になってから、自民党内の意見調整に手間取り3月7日に座長会議があり自民党から党内議論の経過報告はあったが、4月3日まではプロジェクトの会議は開かれなかった。4月3日の会議に熊代座長試案が提出された。

9 熊代座長試案は、上にみてきたようにこれまでの三党間で確認し合ってきた「骨子試案」と「確認」から大きく逸脱するものと解釈せざるを得ない。

(1)市民活動の定義に「公益性の増進を目的とする活動」としている点、(2)ボランティア活動だけを対象としている点、(3)政策提言型の活動を排除しようとしている点、(4)法人格付与に当って、用語上は「認証」、しかし、実質は所管庁の裁量による「認可」としている点、(5)所管庁の行政判断による「監督・行政処分」の余地を拡大しようとしている点、などが主要点である。

10 社民党は、4月11日のプロジェクト会議に別紙「資料3」のような見解を示した。

資料1

1995・12・14

市民活動促進法案（仮称） の骨子試案 (与党)

第一 目的

この法律は、市民活動について、その基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに市民活動団体に法人格を付与することにより、市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

第二 定義

一 この法律において「市民活動」とは、次のいずれかに該当する目的を持ったボランティア活動をはじめとする市民の自主的な社会参加活動であって、営利を目的とせず、地域社会、市町村、都道府県、国内又は海外で行うものをいう。

- 1 社会福祉の増進
- 2 保健医療の推進
- 3 教育の推進
- 4 産業の振興
- 5 文化の向上
- 6 芸術の振興

- 7 スポーツの振興
 - 8 環境の保全
 - 9 災害の救助
 - 10 犯罪の防止
 - 11 人権の擁護
 - 12 平和の推進
 - 13 国際交流
 - 14 国際協力
 - 15 その他の公益の増進に資すること
- 二 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主な目的とする団体でこの法律により法人格を取得したものという。

第三 基本理念

- 市民活動は、次に掲げる基本理念に基づいて行われるものとする。
- 一 すべての市民活動は、自主的に行われ、かつ、その自主性が尊重されなければならないこと。
 - 二 すべての市民活動は、営利を目的とするものであってはならないこと。
 - 三 すべての市民活動は、公益の増進に資することを目的としなければならないこと。
 - 四 すべての市民活動は、だれもが社会の一員としてその活動に自由に参加できるものでなければならないこと。

第四 要件等

- 一 市民活動法人（仮称）は、市民活動団体でなければならない。
 - 二 市民活動法人（仮称）は、一定数以上の人的要件を備えなければならない。
- ※三 市民活動法人（仮称）は、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体又は政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体に該当しないものでなければならない。

- 四 市民活動法人（仮称）は、選挙活動、特定の政党のための利用及び宗教活動（宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動をいう。）をしてはならない。
- 五 市民活動法人（仮称）は、会員に対し利益を分配してはならない。
- 六 市民活動法人（仮称）は、役員等に対し不当に高額の報酬を支払ってはならない。
- 七 市民活動法人（仮称）は、特別の関係にある個人、営利法人等に対し寄附をしてはならない。
- 八 市民活動法人（仮称）は、事業から生じる収入を適正に使用しなければならない。

第五 設立

- 一 市民活動法人（仮称）を設立しようとする者は、申請書、設立趣意書、定款、事業計画書、設立決議録等を所轄庁に提出して設立の認証を受けなければならぬ。所轄庁は、定款の内容等が本法の規定に違反していない場合は、正当な理由がない限り3月以内に認証の決定をしなければならない。
- 二 市民活動法人（仮称）を設立しようとする者は、所轄庁の認証を受けたときは、一定期間内に、一定の事項を主たる事務所の所在地において登記しなければならない。
- 三 登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- 四 所轄庁の認証を受けた市民活動団体は、登記することにより、法人となるものとする。
- 五 市民活動法人（仮称）は、従たる事務所を設けたときは、一定の事項を当該都道府県に届け出なければならない。

第六 名称の使用制限

市民活動法人（仮称）以外の者は、その名称中に、市民活動法人（仮称）という文字又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

第七 役員

- 一 市民活動法人（仮称）は、一定数以上の理事及び監事を置かなければならない。
- 二 禁治産者、禁錮以上の刑を受け執行を終わらない者、指定暴力団員等は、役員になることはできない。
- 三 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 四 理事の代表権、事務の決定、監事の職務及び監事の兼職禁止について所要の規定を置く。

第八 総会

総会に関しては、民法の所要の規定を準用するものとする。

第九 情報の開示義務

市民活動法人（仮称）は、毎年、事業報告書、財務諸表等のディスクロージャー義務を負い、都道府県に届け出るものとする。都道府県は、これを受理したときは、これを公開するものとする。

第十 所轄庁及び所轄庁による行政処分

- 一 所轄庁は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県とする。
- 二 所轄庁は、事業報告書等の報告が3年間行われなかった場合には、市民活動法人（仮称）の事業活動が行われていないとみなして、認証の取消しを行わなければならない。

とみなして、認証の取消しを行わなければならない。

三 所轄庁は、市民活動法人（仮称）が法令、法令に基づいてする行政手続又は定款に違反し、その運営が著しく適正を欠くと認める場合は、改善命令を発することができる。

四 所轄庁は、市民活動法人（仮称）が改善命令に従わない場合において、他の方法によってはその弊害を防止することができないときは、認証を取り消すことができる。

五 所轄庁は、三及び四に必要な範囲における監督を行う（法令等に違反している疑いのあるときの調査権を含む。）。

六 従たる事務所の設置の届出を受けた都道府県は、所轄庁の同意の下に、市民活動法人（仮称）が法令等に違反している疑いがあると認めるときは、必要な報告を徴し、又は調査することができる。

第十一 合併

市民活動法人（仮称）は、他の市民活動法人（仮称）と合併することができる。

第十二 解散

一 解散事由

市民活動法人（仮称）は、次の事由によって解散するものとする。

- 1 定款で定めた解散事由の発生
- 2 合併
- 3 破産
- 4 認証の取消し
- 5 総会の決議
- 6 会員の欠亡

二 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産は、定款の定めるところにより、他の市民活動法人（仮称）、民法法人、都道府県又は国に帰属する。

第十三 市民活動法人（仮称）に対する税制上の措置

市民活動法人（仮称）の所得に対する課税は、原則非課税とし、収益事業に係るものののみ課税対象とするための措置を講じる。

第十四条 特定市民活動法人（仮称）

市民活動法人（仮称）のうち、特に公益性の高い専ら公益目的のものについて、都道府県知事が一定期間の活動実績を踏まえて審査を行い、所要の基準を満たしたものに特別の名称を認め、民法法人と同様の税の優遇措置を付与するとともに民法法人と同じ監督の下に置く。この認定については、一定の期間ごとに更新手続きをとる。

第十五 寄附金についての特別の優遇措置

特定市民活動法人（仮称）のうち、公益の増進に著しく寄与するものとして認められるものに対して、これらの法人の主たる目的である業務に関する寄附金について特別の優遇措置を講じる。

第十六 助成等

国及び地方公共団体の援助・助成、情報の周知等の規定を置く。

〔注〕

※は、これまでペンドインになっている部分

資料2

1996・2・1

与党NPOプロジェクト 確認事項

1 「公益」について

市民団体の定款の目的が、定義の1～14に

該当すれば、この法律案の他の要件を満たす限り、自動的に認証される。

定義の15「その他の公益の増進に資すること」は、1～14に該当しない分野を補うためのものである。

基本理念の第三項は理念的なものであり、認証条件ではなく、1～14に該当する場合は、この法律案の他の要件を満たす限り、それ以上の「公益性」を必要としない。

2 「ボランティア」について

「骨子試案」の「定義」にある「ボランティア活動をはじめとする市民の自主的な社会参加活動」の意味は、ボランティア活動だけではなく、それ以外の市民活動も含まれる。

3 認証の取消について

第10の三のとおり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反し、且つ、その運営が著しく適正を欠くと認める場合以外は、改善命令を発することができず、改善命令に従わない場合で、他の方法によっては、その弊害を防止することができないときのみ、認証を取り消すことができるもので、それ以外の場合、認証を取り消されることはないとある。

ただし、第10の二の場合（報告が3年間行われなかった場合）には、自動的に認証は取り消される。

資料3

1996・4・11

市民活動促進法案（仮称）に関する 社会民主党の基本的考え方

五島正規（与党NPOプロジェクト社民党座長）

1 現在、多面的分野で活発な活動を展開し

ているN P Oは、今後、わが国の経済社会の中で、市場部門や政府部門と並んで主要なセクターとして成長する可能性を有しており、このことは、日本における民主主義と市民社会の成熟にとって重要な意義をもつものと考える。

2 このような可能性を有するN P O活動を促進するため、N P Oからの要望を踏まえて、新たな法人格付与制度の確立と寄附金控除等の税制優遇措置を講ずるための取り組みを与党三党で続けてきた。

そして、「三党政策合意」（96年1月8日）にあるとおり、「早期に成案を得、議員立法により次期通常国会での成立を目指」して努力を払っているところである。

3 法人格付与を主目的にする市民活動促進法案の立法作業の土台は、「市民活動促進法案（仮称）の骨子試案」（95年12月14日）と、「骨子試案」のうち、「公益」、「ボランティア」、「認証の取消し」の理解の仕方について確認した「与党N P Oプロジェクト確認事項」（96年2月1日）の二つの文書であることを再度確認する必要がある。

この二つの文書は政策調整会議に報告し、了承を受けているものである。

したがって、「骨子試案」に対して、立案過程で補強は当然あるとしても、その根幹から逸脱するような新たな提案はわれわれの了解できるところではない。

4 主要項目についてのわれわれの基本スタンスは以下の通りである。

(1) 法律の目的は、市民活動団体に法人格を付与することを通して、市民活動の発展を促すことであり、「公益の増進」を法律の中に書くにしても、それは法律の全体的な目的を定めたものと理解されるべきで

ある。

(2) 市民活動の定義においては、

市民活動の自主性、非営利性を盛り込み、ボランティア活動だけでなく、それ以外の市民活動も含むことが明確にされればよい。われわれは、いわゆるボランティア支援法案づくりをめざしているわけではない。

また、定義において、「公益性」を規定することは、所轄庁が「公益性」の判断を行うことになりかねず、結果的に認証の前提条件となることから、われわれは反対である。

活動分野について、「調査研究の推進」「政府活動への提言」を追加する。

(3) 市民活動法人の政治活動に関しては、機関決定によって特定政党や候補者を支援してはならないこととする。

市民活動の大きな流れは政策提言型の活動であり、また、人権、平和、環境その他の活動は多くの場合、政策との関わりは避けられない。これらの活動が政治活動に当るからという理由で、あらかじめ法律の対象団体から排除することは認められない。

(4) 立法の眼目は、法人格取得に当って、民法公益法人のような主務官庁の自由裁量による許認可ではなく、準則主義を基本に、比較的簡易な方法をとることにある。

所轄庁（都道府県）の「認証」は、かかる視点にたって、法律に定められた条件を満たせば、所轄庁の自由裁量なしに、自動的に法人格が付与されることを意味する。

形式は「認証」、実質は「認可」ということであってはならない。

(5) 所轄庁（都道府県）の監督は、必要最少限なものにとどめ、また、法律で定められている場合のみとする。また、市民活

動法人の情報公開義務も、その精神は、あくまでも市民側の自発的な責任（アカンタビリティ）に基づいて行われるものであると理解する。

(6) 所轄庁の法人格付与に係る事務は団体事務であることを確認する。

(7) 関係団体から要望の強い市民活動法

人に対する寄附金控除制度に関しては、法人としての活動実績があり、公益性が高いもの等の一定の要件のもとで認めることとする。

5 われわれは、三党が合意した「骨子試案」を土台として、早期に成案を得て、今通常国会での成立が図れるよう努力する。

1996・4・5

土地の有効利用の促進策について

建設調整会議

1 短期実施事項（1ヵ月程度）

(1) 土地に関する情報の早期提供

- ①登記件数、空室率、賃料等を含め、直近の取引等の状況をできる限り公表する。
- ②地価の動向について公表する（短期地価動向調査、民間の調査等）。その際、しかるべきコメントを行う。

(2) 土地の有効利用促進策等を含む「土地政策推進要綱」の新たな策定に着手

- 今後の土地政策のあり方について、土地政策審議会に諮問を行い、新たな「土地政策推進要綱」の策定を目指す。

(3) 公共用地取得の積極的推進

- 都市開発を誘発する街路、公園等の公共用地取得等の切れ目のない積極的実施のため、早期に地方公共団体との会議を開催する等により周知徹底を図る。

(4) 土地取引についての規制緩和の積極的推進

- ①国土利用計画法による土地取引の価格審査について、特別の場合を除き、当事者間の土地取引価格が尊重されるよう、通達を発出して指導の徹底を図る。
- ②監視区域について、特別必要な場合を除き解除する旨を徹底する。

(5) 容積率特例制度の積極的活用

- 特定街区等の容積率特例制度を積極的に活用する。また、住宅比率の特に高いプロジェクトについて容積率の割り増しを行う「都心居住型総合設計制度」等を積極的に活用するため、マニュアルを早期策定し、周知徹底を図る。

※都心居住型総合設計制度：現行＝基準容積率の1.5倍かつ200%増以内→都心居住型＝2.0倍かつ400%増以内

(6) 不良積権担保土地等のレインズへの登録

○不良債権担保土地等について、「指定流通機構（レインズ）」へ登録できる制度の確立を図る。

※指定流通機構（レインズ）：不動産売買の相手方や物件の探索を広く迅速に行うための不動産物件情報交換オンラインネットワーク

(7) 農住組合制度活用のための広報・宣伝活動の実施

○農住組合制度の活用を促進するため、新たに、農住組合を活用したまちづくりに関する「セミナー」を、東京、大阪、名古屋で開催する。

(8) 土地の有効利用を図るための懇談会の開催

○国土庁長官が有識者を招いて、新たに、土地の有効利用に向けての「懇談会」を開催する。

2 中期的事項（3ヵ月程度）

(1) 当面の有効利用促進策のとりまとめ

○土地政策審議会の審議等を踏まえ、当面の有効利用促進策の取りまとめを行う。

(2) 都市開発・住宅用地取得の積極的推進

①民間都市開発推進機構の土地取得を積極的に促進するため、地方公共団体と連携して、都心部の開発適地把握のための調査を進める。

②住宅・都市整備公団地方住宅供給公社、地方公共団体による用地取得の状況を的確かつ迅速に把握し、積極的に用地取得の促進を行う。

(3) 都市開発・住宅宅地供給に対する支援の強化

①民間を活用した新たな再開発の推進方

策による開発意欲を喚起するため、「業務代行方式」の導入を図る。

※業務代行方式：組合等に代わって能力のある民間事業者に再開発事業の企画・実施等を代行させる仕組み

②福祉施設、文化施設等との連携を図るなどライフステージに応じた施設立地に配慮し、都心部における街区高度利用地区画整理事業、市街地再開発事業を積極的に推進する。

③都心共同住宅供給事業等の普及を推進するため、民間事業者への説明会等を行う。また、密集住宅市街地における建て替えを促進するための協議会の活動を支援し、地方公共団体、地権者等による協議を進める。

④建築物の耐震改修に関する講習会等を開催し、耐震改修の促進を図る。

⑤容積率・斜線制限特例を行う「街並み誘導型地区計画」を積極的に活用するため、マニュアルを策定し、周知徹底を図る。

※街並み誘導型地区計画：セットバックを行う等優良な街並みを確保する地区計画について、容積率制限、斜線制限を緩和する仕組み

(4) 防災用地の取得の促進等による防災まちづくりの推進

○地方公共団体による防災用地取得を促進するため、地方公共団体を招集し、新たな計画の策定を推進する。

(5) 関係各省庁が所管している公的施設の整備の促進

○有料老人ホーム、デイケアセンター、保育所、幼稚園等の地域の利便性を向上させる各種施設の整備の促進を図るため、必要な計画を早急に策定する。

3 長期的検討事項

- (1) 社会経済状況の変化に対応した、新たな「土地政策推進要綱」を策定する。
- (2) 今後の土地政策のあり方との関連において、土地・住宅税制のあり方を検討する。

- (3) 公共用地等の取得の一層の維持のための諸方策の検討を行う。
- (4) 社会福祉施設等の整備の促進のための諸方策の検討を行う。
- (5) 住宅金融公庫による土地融資の活用方策の検討を行う。

1996・4・12

低公害車の普及推進についての中間的要望

与党環境調整会議

自由民主党座長 長勢甚遠
社会民主党座長 竹村泰子
新党さきがけ座長 堂本暁子

自動車は、経済活動や市民生活に不可欠な存在であるが、その排出ガスは、窒素酸化物等による大気汚染や地球温暖化の主要な原因となっている。

このような状況において、有害な自動車排出ガスの排出量が少ない低公害車の普及が強く望まれており、関係省庁では、低公害車の導入に対する助成や性能向上のための技術開発を実施するなど、その普及の推進に取り組んでいる。平成8年度においては、環境庁による「低公害車普及推進事業費補助」、通商産業省による「電気自動車等普及整備事業」が新たな施策として打ち出され、財政支援の拡充措置として自動車取得税の軽減率の上積みがなされるなど、普及のための施策が充実されている。特に天然ガス自動車の技術基準においても車の開発・販売が進められている。

しかしながら、現在のところ従来の自動車に比べて価格が高く、走行性能に関し劣る面がある低公害車の普及を早急に推進するためには、国及び関係事業者において、なお一層の取組の強化を行うことが必要であると考

える。

このような認識に基づき、自動車メーカー等による低公害車の性能向上に向けた技術開発に加え、低公害車を大量普及させるため、国、関係事業者が具体的に取り組むべき事項について、与党環境調整会議として以下のとおり要望する。

1 政府への要望

- ・平成7年6月13日に閣議決定された「国の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画について」で示された政府の低公害車率先導入目標を着実に達成するため、環境基本計画推進関係省庁会議が毎年行う同計画の実施状況の公表に際しては、各省庁における導入実施状況に加え、それぞれの導入目標台数及び導入実施計画を明らかにし、同時に広く国民の環境問題に対する認識、自発的な協力を喚起するよう要望する。

・電気自動車関連では、急速充電施設等に関し、電気事業法を所管する通商産業省において、法律上の取り扱いの整理を早急に進め、電気自動車の普及促進に積極的に寄与するよう要望する。

・天然ガス自動車関連では、小型ポンベの安全性・軽量化等技術的進歩を踏まえ、高圧ガス取締法を所管する通商産業省において、安全性の確保に留意しつつ天然ガス車塔載燃料容器の検査期間の延長・検査の簡素化を盛り込んだ燃料容器専用の安全基準を策定とともに、天然ガス充填設備の設置条件等の緩和を早急に検討し実施するよう要望する。

・その際、安全基準は個別の形態による基準とせず、要求される性能・機能によって判断することとし、諸外国で既に実用化されているプラスチック製天然ガス車搭載燃料容器など、技術革新による成果の弾力的導入を可能とする措置を講じるよう要望する。

・通商産業省の天然ガス車塔載燃料容器専用の安全基準の策定を踏まえ、通商産業省と道路運送車両法を所管する運輸省は、天然ガス自動車に係る検査がユーザーの負担を増大させるものとならないよう、関係法規を調整、整備するよう要望する。

・今後、新しいエネルギーを使用する自動車や従来の燃料を使用するものに関し、自動車排出ガスの排出性能等について広く知見の集積に努め、これに基づき、適切な低公害車の普及を図るよう要望する。

2 事業者への要望

・政府の低公害車導入のための取り組みに呼応し、自動車メーカー並びにエネルギー供給事業者は、将来、予想される市場の受益者であることに鑑み、率先して可能な普及推進策を実行するよう要望する。

・自動車メーカーにおいては、低公害車の技術開発を一層強化するとともに、低公害車を率先して自社使用し、販売コスト引き下げに努力するよう要望する。

・電力事業者においては、将来の電気自動車の本格的普及に向けて、関連技術の開発を一層強化し、早期実現を目指すよう要望する。

・ガス事業者においては、天然ガス自動車の導入促進をうながすためのインフラ整備を強化するとともに、天然ガス自動車を率先導入するよう要望する。

以上

1996・4・12

沖縄米軍基地問題等に関する提言

沖縄米軍基地問題プロジェクトチーム

当プロジェクトチームは、沖縄県民の戦中、戦後を通じての苦しみ、悲しみそして、基地が集中しすぎることの負担に最大限心を配っ

た解決を求めるとともに、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、アジア太平洋地域における安全保障環境の重要性を認識し、

緊張緩和のための外交努力や信頼醸成を図る中で、これまでの沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小へ向けて政府・与党・沖縄県・米政府が一体となって一層の努力が払われなければならないと考える。このような観点から、4月の日米首脳会談、今秋のSACOの期限までに目に見える成果をあげるべく以下の点について、精力的に取り組むよう提言する。

1 国の安全保障政策は国民全体の理解と協力がなければ成り立たないものであること踏まえ、いわゆる主要三事案について政府・沖縄県双方の努力において問題の円滑かつ早期解決につとめる。

2 普天間飛行場返還の問題については積極的に努力すること。

3 わが国周辺地域においてわが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態に対処するため、憲法および関係法令に従い、日米の効果的な協力態勢の構築に努めるとともに、あわせて地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力のために日米両国が緊密な協力をすすめる。

4 沖縄における米軍基地の整理・統合・縮小を行い、また跡地利用等を円滑に進めるために必要な財政上の措置を政府が必要かつ十分に対応をするよう求める。

1996・4・12

日米安保条約の新しい役割 — 協調的安全保障のための日米協力 —

社会民主党安保調査会

1 はじめに

本調査会は、昨年11月に「今後の防衛力のあり方 — 新防衛計画大綱の策定作業に対するわが党の提案」をまとめ、この中で冷戦後の新時代における日米安保条約のあり方について基本的な考え方を提示した。

その後、沖縄の米軍基地問題や中台情勢などをめぐり安保条約のあり方が議論となり、また4月の日米首脳会談において「日米共同文書」を発表することになっていることから、本調査会として改めて「日米安保条約の新しい役割」（党大会における村山党首あいさつ）について提言することを決めた。

以下は、本調査会としての中間的な取り

まとめである。なお、日米安保条約にかかる政策は、わが国の安全保障・外交政策と不可分のものであることから、本調査会としては、この提言がビジョン調査会における議論の素材として活用されることを期待する。

なお、沖縄米軍基地問題に関する政策については、「3月29日に「沖縄米軍基地問題の打開をめざして」に明らかにした通りである。

2 アジア太平洋情勢の見通し

(1) 「脅威」から「不安定要因」へ

冷戦時代においては、特定の国家による軍事的な「脅威」が中心であったが、

冷戦後の世界では国家による軍事的なものに限定されない「脅威」、すなわち国際関係を不安定化させる要因が増えつつある。そのような不安定要因として、①「人間の安全保障」にかかる課題（貧困、人権侵害、環境破壊、麻薬取引、国際テロ、伝染病、自然災害、難民流出）、②国家関係を不安定化させる軍事的活動（軍備増強、武器貿易、軍事演習、核拡散）、③国家間の係争問題（領土・領海・海洋資源等をめぐる対立、航路の安全問題）などがあげられる。こうした冷戦型「脅威」の変化は、アジア太平洋においても起こりつつある。

(2) わが国周辺の情勢

一方、わが国周辺における安全保障環境は必ずしも安定的とは言い難い。朝鮮民主主義人民共和国は核疑惑問題に加え食糧事情の悪化に伴って不安定な状況にあり、ロシアのエリツィン政権は保守派の挑戦にさらされている。また、台湾総統選挙をめぐり中国が台湾海峡付近において軍事演習を実施するなど、中台情勢の行方も心配される。

しかし、周辺地域の安全保障環境に一定の不透明さが残るとはいえ、それを過大視すべきではない。朝鮮民主主義人民共和国の国力や動向を総合的に判断すれば、朝鮮半島に軍事的危機がただちに生じることは考えられない。また、台湾に対して威嚇的な軍事演習が行われたにもかかわらず、開放政策をとる中国が台湾と軍事衝突を引き起こす可能性はいまのところ想定できない。ロシアについては、膨大な軍事力をいまなお保持しているものの、近い将来、冷戦時代のような軍事超大国に戻る可能性は少ない。

いまわが国に必要なのは、抑制的で冷静な情勢認識をもつことである。危機意識を高め、状況に過敏に反応することは、

逆にわが国周辺の安全保障環境に悪影響を及ぼしかねないことを理解する必要がある。

(3) アジア太平洋情勢と日米安保条約

当面わが国周辺情勢に不透明さは残るもの、今後の方向としてはアジア太平洋地域においても冷戦型の脅威よりもさまざまな不安定要因に対して対応していくことが求められる。こうした課題は、従来の手段では有効に対処できず、多国間協調の枠組みの活用（多国間安全保障）と非軍事分野も含めた包括的な取り組み（総合的安全保障）が不可欠となる。

日米安保条約は、そうした多国間安全保障と総合的安全保障を両国が共同で追求していく基盤となる。

3 日米安保条約の今後の役割

(1) アジア太平洋における平和協力のための基盤

日米安保条約は、その前文、第1条、第2条において政治・経済協力の推進、国連の強化への貢献を規定していることに基づいて、アジア太平洋における安定要因としての米国の存在を確保しつつ、日米両国が同地域において、多様な手段を用いて紛争要因の除去に務め、安全保障対話を推進し、安全保障の地域的枠組みづくりに貢献する。

(2) わが国の安全への寄与

日米安保条約第5条に基づいて、今後とも万一わが国に対する急迫不正の武力攻撃があった場合には日米両国が共同対処する。

なお、極東における国際の平和と安全のための米国の活動への支援（日米安保条約第6条）については、わが国の安全の確保の観点から憲法および関係法令に従いつつ、集団的自衛権行使しない範囲において対応する。

4 協調的安全保障のための日米協力

(1) 協調的安全保障の特徴

協調的安全保障は、紛争要因の除去につとめ、紛争の平和的解決をめざし、軍事衝突の局限をはかることを主眼とするもので、次のような特徴をもつ。第一は、国家の軍事的安全保障よりも「人間の安全保障」に力点を置く立場から、非軍事的分野も含めた総合的安全保障を必要とする。第二に、さまざまな二国間関係を活用しながらも、基本的に多国間安全保障を志向する。第三に、侵略行為を関係国による強制措置によって撃退することを前提とした集団的安全保障の考え方をとらない

(2) 協調的安全保障と日米安保条約

日米両国は、今後の世界において協調的安全保障の具体化をはかっていくことになるが、その方向は日米安保条約をただちに代替するものではなく、多国間協調を基本とする協調的安全保障の基盤として同条約を活用するものとなる。

上記の観点から、米国防省が発表した『東アジア戦略構想』における「アセアン地域フォーラムを通じた協調的安全保障のアプローチの探求」「北東アジアの安全保障対話の場の創設」の提言を支持する。

(3) 協調的安全保障のための共通課題（ニュー・コモン・アジェンダ）

日米両国は、これまで「地球的展望にたった協力のための共通課題」（コモン・アジェンダ）として、人口、エイズ、地球環境の保護などの分野において協力をすすめてきたが、今後はこれらの課題とともに、アジア太平洋地域における協調的安全保障の促進を目的とする新たな課題（ニュー・コモン・アジェンダ）を取り組んでいく必要がある。こうしたア

ジア太平洋における「協調的安全保障のための共通課題」としては、①「人間の安全保障」の具体化（社会開発、環境保護、人権伸張・保護、災害援助、テロ防止、海難救援、麻薬撲滅、伝染病防止、人口抑制）、②国家間の軍事活動の抑制（武器貿易の規制、大量破壊兵器の拡散防止、非核化、地雷の禁止、軍事部門の公開性の拡大）、③国家間の係争問題の解決（国家間の行動規範の作成、領土・領海・資源等をめぐる対立の緩和）、④地域的安全保障システムの構築（アセアン地域フォーラムの強化）などがあげられる。

とくに北東アジアにおいては、日本、米国、韓国、中国、ロシア、北朝鮮等を対象とする「安全保障対話の場」の創設に努力する。将来的には、北東アジア非核地帯の設置をめざす。

5 日米防衛協力の課題と方向

(1) 日米物品役務融通協定の締結

日米物品役務融通協定は、憲法に従い集団的自衛権の行使に当たらない範囲において内容を精査したうえで締結する。共同訓練および国際平和協力法に基づく業務を対象とし、武器部品の融通については武器輸出三原則の基本を損なうことのないよう留意する。

(2) わが国周辺での平和と安全に重要な影響を与える事態等への対応

わが国周辺地域において、わが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合の対応については、「憲法及び関係法令に従い」（防衛計画大綱）つつ、集団的自衛権を使用しない範囲において、課題の整理を行う。

しかし、こうした課題の整理の着手は、それだけでは周辺諸国に誤解を与えるおそれもある。また有事に備える努力は有事を起こさせない努力と切り離すべきで

はない。したがって、こうした事態への対応策の整理は「協調的安全保障のための共通課題」の具体化を日米間で同時並行的にすすめることを前提とする。

(3) 「極東条項」の遵守と「事前協議制」の活用

日米安保条約の「極東条項」については拡大適用しないことを日米間で再確認するとともに、同条項の厳密な運用のために「事前協議制」を活用する。また、「事前協議制」の対象ではないが、わが国の国益に大きな影響を及ぼすと考えられる場合においても、日米両国間で緊密な意思疎通をはかるように努める。

(4) 有事駐留の可能性の追求

今後、日米安保条約の重点が、協調的安全保障政策の基盤となる方向に移行していくれば、在日米軍の規模および形態を変えていくことが可能となる。したがって、極東情勢の好転を確保しつつ、将来

的には「事前集積」制度を導入することによって、「有事駐留」に近い態勢への転換を追求する。

(5) 基地周辺の環境改善と住民福祉の確保

騒音など基地被害の軽減・防止に努め、周辺地域住民の福祉、生活、雇用に配慮するとともに、必要に応じて地域経済の発展を確保するための措置を講じる。

6 おわりに

今後、上記の諸課題うち、さらに整理が必要なものについては引き続き検討を加える。また本提言で明らかにした立場に立って、与党内の協議に対応していく。

なお冷戦後の日米安保条約にあり方について、政府レベルはともかく国民的レベルでの議論は必ずしも十分とは言えないことから、今後、日米両国間のさまざまなレベルにおける議論の活性化をはかっていく。

1996・4・12

普天間飛行場の返還合意について（談話）

社会民主党幹事長

1 橋本総理は本日、米国のモンデール大使と会談し、普天間飛行場の給油機およびヘリコプター等の移駐と同飛行場の返還について基本合意したことを発表した。

2 普天間飛行場の全面返還は、沖縄県が「基地返還アクション・プログラム」において2001年までの最優先課題として掲げ、またわが党もその返還を強く求めてきたものである。今回の日米合意は、こうした沖縄県民の強い願いとわが党をはじめとする与党の努力にこたえるものであり、日米両

国政府の努力を高く評価したい。

3 今後、普天間飛行場の返還に至るプロセスを着実にすすめていくためには、同飛行場の給油機およびヘリコプター等の移駐先の地域との協議、移設に伴う費用の確保等を円滑にすすめることが必要である。わが党としては、政府および沖縄県と緊密な協力をはかりつつ、普天間飛行場の返還を着実にすすめていくために必要な万全の措置を講じができるよう全力をあげる。

1996・4・15

沖縄に関する特別行動委員会

(SACO) の中間報告について（談話）

社会民主党幹事長

- 1 日米安全保障協議委員会（S C C）は本日、昨年11月以来S A C Oにおいて協議を行い合意に達した沖縄米軍基地の整理・統合・縮小および日米地位協定にかかる具体的措置について公表した。
- 2 わが党は、今回の中間報告において、普天間飛行場の全面返還を含め沖縄米軍基地の約20%が縮小されることが合意され、また日米地位協定の運用について若干の改善がはかられたことを歓迎するとともに、日米両政府の努力を高く評価する。
- 3 今後、本報告に基づいて、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を着実にすすめていくためには、関係施設の移設先との協議および移設に伴う費用の確保に万全を期すことが求められるが、わが党としてもこの点について全力をあげる。
- 4 普天間飛行場の返還に関連して、「危機に際しての施設の緊急使用についての日米共同の研究が必要となる」ことが確認されたが、この課題を含めて、「わが国周辺地域においてわが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態」への対応については、防衛計画大綱の枠内において行うこと、「憲法および関係法令に従い」、集団自衛権の行使に当たらない範囲において検討することを明確にすべきである。
- 5 「わが国周辺地域においてわが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態」への対応に関する課題の整理については、近隣諸国との関係を十分に配慮しつつ、あわせて地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力のために日米両国が緊密な協力をすすめることが必要である。



1996・4・17

日米共同文書の発表に当たって（案）

自由民主党
社会民主党
新党さきがけ

日米両国首脳は本日、「日米両国民へのメッセージ」および「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟」を発表し、この中において「共通の価値」を有する両国がパートナーシップを強化するとともに、アジア太平洋の平和と安定のために日米防衛協力をすすめ、あわせて同地域における多角的安保対話・協力をはかることを表明した。

われわれは、両文書を21世紀に向けた日米関係の基本方向を示したものとして高く評価するとともに、以下の点について合意した。

1 両国首脳は、普天間飛行場の返還を含む沖縄米軍基地の整理・統合・縮小について、「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）」の中間報告に満足の意を表するとともに、S A C Oの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

われわれは、S A C Oの中間報告および日米共同文書を踏まえ、関係施設の移設先との協議及び移設に伴う費用等の確保に万全を期すとともに、引き続き行われるS A C Oの作業を全面的に支援する。

2 両国首脳は、「日米防衛協力の指針」（ガイドライン）の見直しを開始することに合意した。われわれは、「ガイドライン」の見直しにかかわる「わが国周辺地域においてわが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態」への対応に関する課題の整理については、近隣諸国との関係に十分に配慮しつつ、憲法および関係法令に

従い検討をすすめる。

3 両国首脳は、コモン・アジェンダ（地球的展望に立った共通課題）を引き続き推進するとともに、多数国間の地域的安全保障についての対話および協力の仕組みをさらに発展させること、及び全面核実験禁止条約（C T B T）の早期妥結に向けて努力することで合意した。

われわれは、両国が今後とも地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力をすすめ、とくに北東アジアにおいて安全保障対話の場の創設が可能となるよう全力をあげる。また、核兵器のない世界をめざし積極的に貢献する。

4 両国首脳は、世界の二大経済大国として世界経済の効果的な運営及び多角的な自由貿易制度の強化に対する日米両国の重要な責任を再確認した。

われわれは、日米二国間の経済面での協力を一層推進し、両国政府の国際経済システム強化のための努力や持続的な成長の基礎を強化するための努力を支持する。

1996・4月

首都機能移転問題について

与党三党は、3月19日に与党首都機能移転ワーキングチームを開催し、ワーキングチーム内に法律改正検討小委員会を設置して、移転先選定段階における立法措置の検討に当たることとなった。

小委員会では、小委員長に自民党の西田司議員を選出。3月22日の第1回会合における西田小委員長の検討メモ及び法律骨子案の提案を受けて、4月4日の第2回会合では社会民主党から、4月11日の第3回会合では新党さきがけから、それぞれ意見を提出するなど協議を重ねて、4月24日には概ね小委員会内で合意に達した。次いで、翌25日からは野党新進党との協議を開始して、「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案」を決定し、与党三党及び新進党の共同提案として合意した。

1996・3・22

移転先選定段階の立法について 西田小委員長の検討メモ及び骨子案

I 検討メモ

- 1 国会移転法の改正。
- 2 立法の趣旨。
移転の宣言と推進を明確にうたう。
- 3 選定の為の専門的中立機関を設置。
- 4 審議会の構成。
数、資格、任期、学識、国会（議員）等を決める。
- 5 事務局の設置。
- 6 移転地は国会で決める。
- 7 土地問題にどうふれるか。
- 8 東京のあり方。

体制等について定めるため、今通常国会に、国会等の移転に関する法律を改正するための法律案を議員提案することとする。

2 改正案の概要

(1) 前文

国会等の移転を推進することを宣言する。あわせて、阪神・淡路大震災の教訓を記述するとともに、国会等の移転が検討の段階から推進の段階へ前進することを明記する。

(2) 総則

現行法における「国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務」を、「国会等の移転を推進する責務」とする。

(3) 基本指針

国会等の移転が検討の段階から推進

II 骨子案

- 1 立法の趣旨
国会等の移転を推進することを宣言し、国会等の移転を推進するに当たっての國の責務、基本指針、移転先候補地の選定

の段階へ前進することにかんがみ、現行法における「検討指針」を国会等の移転を推進するに当たっての「基本指針」とする。

(4) 国会等移転審議会（仮称）の設置

①内閣総理大臣の諮問に応じ移転先の候補地を選定するため、専門的・中立的な機関である国会等移転審議会（仮称）を総理府に設置する。

②候補地選定に当たっての国会等移転調査会の報告の尊重義務を規定する。

③審議会の委員は、学識経験者のうちから両院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとする。また、委員の数、任期（2年）等についても規定する。

④審議会に事務局を置くものとし、事務局長は、国土事務次官をもって充てるものとする。

(5) 国会等の移転先については、別に法律で定めることを明記する。

(6) 移転先の候補地の選定に伴う土地投機対策を規定する。

1996・4・4

西田小委員長の提案に対する社会民主党の意見

3月22日の小委員長の提案には基本的に賛成ですが、法律の骨子案については、次の基本的な考え方を踏まえて、検討を進められるよう提案します。

1 法の目的

- (1) 「国会等の移転」を行うことを宣言することが必要である。
- (2) 「現行の『国会等の移転に関する法律』の一部改正案」でも「現行法を廃止する新法」でも、法律の形式にはこだわらない。

2 国の責務

- (1) 「国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務」から「国会等の移転を行う（努力）義務」に改める。例えば、「国は、21世紀初頭に新首都で国会が開設できるよう国会等の移転の具体化に努めなければならない」など。

- (2) 基本的に「国会等の移転を推進する」ことを明確にする必要がある。

3 「国会等の移転」に関する基本的な事項

(1) 単に現行法の「検討指針」を「基本指針」に改めるだけではなく、昨年末の国会等移転調査会報告を踏まえ、議論が後戻りしないようにコンセンサスのとれる範囲で基本的な事項を法律に定めておくことが必要である。

(2) 基本的な事項としては、

- ①「移転の意義と目的」
- ②「移転に関連して行われるべき行政財政改革の目標（国の責務）」
（地方分権の推進、国による規制の合理化、中央省庁の再編成等）
- ③「移転の対象の範囲」
- ④「移転先の選定基準」
- ⑤「移転の時期の目標」
- ⑥「新首都の整備に関する基本方針」
- ⑦「移転に伴う東京都の整備に関する基本方針」など。

4 移転先の選定に関する手続

- (1) 移転先の選定は国会が行い、移転先地は法律に定めることを明記しておくことが必要である。

(2) 「移転先候補地の選定」は政府に設置する調査審議機関で行い、複数の「移転先候補地」の中から国会が「移転先地」を選定する。

(3) また、国会が移転先を法律に定める場合の手続を規定するかどうか検討が必要である。例えば、「移転先候補地」において、公聴会を行うなど。

(4) 調査審議機関が検討し、報告を行うべき事項は、「内閣総理大臣の諮問に応じ」ではなく、法律に定めておくことが必要である。

①「移転の対象となる国の機関等の範囲（選定基準）」

②「移転先候補地」

③「新首都の設計に関する指針」

④「新首都の整備開発手法に関する基本的事項」など。

(5) 調査審議機関が検討する際の留意事項として、

①「移転の対象となる国の機関等の範囲（選定基準）」について調査審議を行うに当たっては、地方分権推進委員会及び行政改革委員会の意見を聞かなければならない。

②「移転先候補地」の選定及び「新首都の設計に関する指針」の検討に当たっては、調査の対象とする自治体の意見を聞かなければならない。（候補地ごとに自治体と共同で作業グループを組織するなど）

③報告すべき「移転先候補地」の数は（複数）とし、各候補地ごとの長所・短所や相対的な評価がわかるように意見を付けなければならない。

④その他、検討段階においても、適切な情報の開示に努めなければならない。

(6) 調査審議機関の組織及び運営に関する事項として、

①国会議員を除く、学識経験者で構成す

る。

②刑法等については公務員扱い。守秘義務を課し、罰則を置く。

5 土地対策

(1) 調査審議機関は、「移転先候補地」の調査の対象となった土地の区域について、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって当該区域を「移転先地」とした場合の土地利用が困難になるおそれがあるときは、当該区域を「監視区域」とすることを関係都道府県知事に勧告することができるものとする。

(2) 都道府県知事は、「移転先候補地」として選定された土地の区域については、「移転先地」が決定されるまでの間、当該区域を「規制区域」又は「監視区域」としなければならない。

(3) 新首都の整備開発に関して必要な土地の買取り等を行う場合の「移転先地」内の土地の評価額は、原則として、「移転先地」を定める法律が公布された日の評価額を基準として、法律の公布日から土地の買取り等が行われた時までの物価の変動に応じる修正率を乗じて得た額をもって、その評価額とする。

(4) 「移転先地」における土地の利用及び取引の規制に関する事項は、別に法律で定めるものとする。



西田小委員長の提案に対する新党さきがけの意見

1 基本指針

改正案の基本指針の部分につき、規制緩和、中央省庁の再編、地方分権、国会改革推進との関連づけを明確に記載する。（第4条）

臣が任命するものとする。（第14条）

①衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

②参議院議員のうちから参議院が指名する者

③学識経験のある者

尚、審議会が報告する移転先候補地の数は、円滑な調査を促す観点から特に規定しないものとする。

2 国会等移転審議会（仮称）の設置

審議会の委員構成につき、審議会の委員は、次に掲げるものについて、内閣総理大

○ 首都機能移転に関するこれまでの取組み

90.11.7 「国会等の移転に関する決議」衆参両院において決議

92.12.24 「国会等の移転に関する法律」公布・施行

93.4.20 「国会等移転調査会」第1回会合

95.6.24 「景気対策・経済構造改革の提案」（久保書記長談話）

「新日本創造計画」として、首都機能の移転に取り組むことを提案。

6.30 「三党合意の検証の上に立って新たに付け加えるべき当面の重点政策」

2年程度をめどに候補地を決定。シンポジウムを秋に開催。

7.13 「首都機能移転5原則を提唱する」（関山政審会長談話）

「①一極集中の是正、②災害対応力の向上、③霞ヶ関の改革、④開かれた政治の確立、⑤市民が参加する新しい時代の象徴」の5原則を提唱。

11.8 「首都機能移転シンポジウム」開催

11.8 「首都機能移転に関する」与党3党共同宣言

首都機能の移転は、今やその実現に向けて断固たる決意をもって取り組むべき時期にきている。必要な法律の整備を含め、全力を挙げて取り組む。

12.13 「国会等移転調査会報告」とりまとめ

96.1.8 「新しい政権に向けての3党政策合意」

今後2年程度を目途に移転先候補地選定を行うための体制整備等の諸課題について早急に取り組むこととし、必要な法律の整備を図る。

○「国会等の移転に関する法律」一部改正案 新旧対照条文

現 行

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 検討指針（第三条－第十一条）
- 第三章 国会等移転調査会（第十二条－第十九条）

附則

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立り上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となっている。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するととも

改 正 案

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本指針（第三条－第十一条）
- 第三章 国会等移転審議会（第十二条－第二十一条）
- 第四章 移転先の決定（第二十二条）
- 第五章 候補地の選定に伴う土地投機対策（第二十三条・二十四条）

附則

我が国は、国民のたゆみない努力により今次の大戦による荒廃の中から立り上がり、かつてない経済的繁栄を築き上げてきた。そして今日、精神的充足を求める気運の増大、多様な地域文化をはぐくむことや全世界との連携を強化することについての認識の高まりに見られるように、時代は大きく変わろうとしている。

しかるに、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の画一化等の問題が生じるに至っている。これらの諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな桎梏となっている。

とりわけ、阪神・淡路大震災による未曾有の被害の発生により、大規模災害時において災害対策の中枢機能を確保することの重要性について改めて認識したところである。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するととも

現 行

に、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の責務)

第一条 国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

(定義)

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第八十三号）第一条に規定する多極分散型国土をいう。

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。

改 正 案

に、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転を推進することは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を推進することを宣言し、そのための国の責務、基本指針、移転先候補地の選定体制等について定めるため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の責務)

第一条 国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）を推進する責務を有する。

(定義)

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第八十三号）第一条に規定する多極分散型国土をいう。

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。

第二章 検討指針

第三条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

第四条 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行財政の改革との確に関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとする。

第六条 経済及び文化における国際的中枢機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先（以下「移転先」という。）の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

第八条 移転先の新都市が、交通通信体系の整備等により、世界及び我が国の各地域との交流が容易であり、かつ、良好な居住環境等を備えた都市となるようにするものとする。

第九条 国会等の移転の計画は、社会経済情

第二章 基本指針

第三条 国は、国会等の移転を推進するに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、これを行うものとする。

第四条 地方分権の総合的かつ計画的な推進、行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進、行政の制度及び運営の改善の推進等行財政の抜本的な改革との確に関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとする。

第六条 経済及び文化における国際的中枢機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先（以下「移転先」という。）の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

第八条 移転先の新都市が、交通通信体系の整備等により、世界及び我が国の各地域との交流が容易であり、かつ、自然環境と調和し、良好な居住環境等を備えた都市となるようにするものとする。

第九条 国会等の移転の計画は、社会経済情

現 行

勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとするものとする。

第十条 移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものとする。

第十二条 地震等の大規模災害に対処するまでの緊急性、東京都の災害対策の充実等に配慮するものとする。

第三章 国会等移転調査会

(国会等移転調査会の設置)

第十二条 総理府に、国会等移転調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十三条 調査会は、国会等の移転に関し、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

- 一 移転の対象の範囲
- 二 移転先の選定基準
- 三 移転の時期の目標
- 四 移転先の新都市の整備に関する基本的項目
- 五 移転に伴う東京都の整備に関する基本的項目
- 六 前各号に掲げる事項に関連する事項

- 2 調査会は、前項の調査審議を行うに当たっては、行財政の改革の推進との関連に留意しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

改 正 案

勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとするものとする。

第十条 移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものとする。

第十二条 地震等の大規模災害に対処するまでの緊急性、東京都の災害対策の充実等に配慮するものとする。

第三章 国会等移転審議会

(国会等移転審議会の設置)

第十二条 総理府に、国会等移転審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十三条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、移転先の候補地（以下「候補地」という。）の選定及びこれに関する事項について調査審議する。

- 2 内閣総理大臣は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告をしたときは、直ちに、候補地の区域を、

現 行

改 正 案

当該区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体の長に通知するものとする。

(国会等移転調査会の報告の尊重)

第十四条 審議会は、国会等移転調査会の報告を尊重するものとする。

(組織)

第十四条 調査会は、委員32人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

二 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 8人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 6人

三 学識経験のある者 18人以内

(組織)

第十五条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、国会等の移転に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができます。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又

現 行

改 正 案

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第十五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第十六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

- 第十七条 調査会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(協力依頼等)

- 第十八条 調査会は、その所掌事務を遂行す

は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第十六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第十七条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事)

- 第十八条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(協力依頼等)

- 第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行す

現 行

るため必要があると認めるときは、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

改 正 案

るため必要があると認めるときは、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。この場合においては、あらかじめ、当該現地調査を行おうとする区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体の長に通知して、その意見を聴かなければならぬ。
- 3 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(事務局)

- 第二十条 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、国土事務次官をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 移転先の決定

第二十二条 移転先は、第十三条第二項の規定による報告を踏まえ、別に法律で定める。

第五章 候補地の選定に伴う土地投機対策

(監視区域の指定の特例)

第二十三条 都道府県知事又は地方自治法

(昭和22年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、第十九条第二項に規定する現地調査を行う区域又は候補地の区域(次条において「候補地等の区域」という。)のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を、国土利用計画法(昭和49年法律第九十二号)第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するものとする。

(規制区域に関する配慮)

第二十四条 国は、候補地等の区域における国土利用計画法の規定による規制区域に関する事務が円滑に行われるよう適切な財政上の配慮に努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(土地取引の規制に関する検討)

2 移転先の新都市の整備に際しては、当該移転先における土地の投機的取引及び地価の高騰が移転先の新都市の整備に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための土地取引の実効ある規制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の九の次に次の二号を加える。

十九の十 国会等移転審議会の委員

老人保健福祉審議会の 最終報告について

社会民主党厚生部会

1 4月22日、「高齢者介護保険制度の創設について」と題する老人保健福祉審議会の最終報告が提出された。

最終報告は、高齢者介護問題について、従来の医療・福祉制度をリエンジニアリングするという観点から、社会保険への転換、高齢者の選択と自立支援、現行制度の矛盾の解決などを強調し、介護保険制度の基本的目標として、高齢者介護に対する社会的支援、在宅介護の重視、予防・リハビリの充実、市民参加など8項目を掲げている。

社民党は、介護保険制度創設は、社会サービスの制度化と普遍化を軸にして今後のわが国社会保障制度を構造的に変えていく契機の一つと位置づけており、最終報告が目指す方向性は基本的に評価し得るものである。

2 また、最終報告が指摘しているように、12種類の在宅サービスと特養などの施設サービスを介護給付の対象とすること（現金給付は両論併記）、要介護度に応じたサービス水準の設定、公平かつ客観的な要介護認定基準、利用者本位でサービスを選択できるよう個々の高齢者を支援するケアマネジメントの仕組み、多様な事業主体の参加を求めた点などはいずれも、新介護システムの確立と円滑な介護保険運営にとって不可欠な制度である。

3 しかし、保険者、被保険者及び受給者、介護保険料のあり方、事業主負担など介護

保険制度の骨格に係る多くの点については、残念ながら、関係者間の合意が見られず、複数意見の併記にとどまっている。

とくに焦点となるのは、「保険者」と「被保険者及び受給者」の二点と考えられる。社民党は、4月8日に発表した「公的介護保険制度創設に当たっての基本的考え方」において、「保険者」は「市町村を基本とする」とこと、「被保険者の範囲」は原則は「20歳以上」とするが、「当面は、高齢者を被保険者として先行させ」、障害者プランの最終年に当たる2002年度までに障害者プランのあり方を検討する中で「20歳以上被保険者に移行する」との考え方を示しているところである。

4 最終報告を受けて、厚生省が試案を示すことになった。われわれは与党福祉プロジェクトの場を通じて、「保険者」、「被保険者」並びに「現金給付」その他の主要点について他の与党との精力的な意見調整を進め、厚生省が速やかに試案を提示できるよう協力していきたい。

5 改めて強調するまでもなく、介護保険は国民的関心の極めて強いテーマであり、政治の責任としてもさらに情報公開に努力し、国民が広く議論に参加し、選択・決定できるようにすることが大切である。そのためにも、今通常国会に法案が提出されるよう最大限の努力を行う。

〈持株会社関連〉

本誌4月号で紹介したように、与党三党は、2月15日の政策調整会議において、公正取引委員会が今国会提出を予定していた独占禁止法改正案のうち、公取委の組織機能強化に関する部分のみを分離して提出し、持株会社の解禁に関する部分については、政策調整会議のもとに独占禁止法改正問題プロジェクトチームを設置して「可及的速やかに」三党案の取りまとめに当たることになった。

社会民主党は、1月8日の新しい三党合意を踏まえつつも、企業の労使関係をはじめ社会・経済への広範な影響が生じることが予想されることから、上記プロジェクトチームにおいて、拙速を避け十分慎重に検討すべきであること、そして学者・研究者や関係労使団体、消費者団体等からのヒアリングを実施し、この問題についての理解を深め、共通の認識を広げながら、その取り扱いを議論すべきである旨主張して、受け入れられた。

同プロジェクトチームは、3月29日の第21回会合において、「中間とりまとめ」を三座長に一任、この「中間とりまとめ」に基づき、「5月連休前を目途に結論を得るべく」引き続き検討を進めることとともに、三座長が4月2日、労使団体に「持株会社解禁にあたって懸念される労使関係の問題」について話し合いの場につくよう要請して、受け入れられた。

1996・4・17

独占禁止法改正に関する 与党PT案「たたき台」作成に向けて

社会民主党持株会社問題プロジェクトチーム

1 当プロジェクトチームとしては、現下の内外経済情勢の中で、本年1月8日付の新しい三党政策合意を踏まえ、昨年末の公取委・独禁法第4章改正問題研究会中間報告をベースとして、また、各界有識者の意見も広く聴取しながら検討を進めてきた結果、3月28日付提案に示した通り、現在までに概ねつぎのような形で見直しを行うことが適当であるとの見解を中間的にとりまとめてきている。

- ① 「事業支配力の過度の集中」を未然防止するという独占禁止法の趣旨及び現行第9条の持株会社禁止規定の基本的枠組

みを維持しながら、一定規模以下（小規模）、一定のベンチャーキャピタル、一定の純粹分社化等の場合について部分的に段階的に持株会社の設立等を認めることが妥当であること

- ② 「金融持株会社」を認める場合には、独占禁止法の改正に先立って金融政策上の問題に関して十分な検討を行い、関係業法の改正などの措置を講じる必要があること
- ③ いずれの場合にも会社法をはじめ各種の法令全体についての影響等を十分に検討すべきであり、特に労働組合法につい

ては、持株会社の解禁により労使関係上の問題が拡大することが予想されることから、その関係規定を独占禁止法の改正と同時に改正し施行する必要があること

2 今回、与党独占禁止法改正問題プロジェクトチームの責任座長からの強い要請も受け、上記見解の第1点について、公取委事務局の改正案骨子等に示されているような現行第9条第1項、第2項の修文の可能性も含めてさらに検討を行ったところであるが、例えば次のような点について、なお疑問は冰解していない。

① 独占禁止法の目的規定の文言をそのまま第9条に引き写して、「事業支配力の過度の集中」の有無をもって「禁止される持株会社」と「認められる持株会社」ととの判断基準とすることについては、基準の明確性・妥当性の点から見て十分合理的な説明が示されていないのではないか。

か。現行の第9条第1項、第2項違反の罰則（1年以上の懲役又は200万円以下の罰金）は維持できるのか。

② 「事業支配力の過度の集中を招くこととなる場合」という第9条の持株会社禁止の実質的要件・基準を定めておきながら、これとは別に、法律上もしくはガイドライン上で総資産規模等の形式的基準を定め、認容・届出・許可・禁止等の効果に結び付ける場合には、これら二つの異質な審査基準の整合性、合理的な関連付けが問題となるが、この点について十分合理的な説明が示されていないのではないか。

3 したがって、今後、責任座長の「たたき台」を作成するに際しては、これらの問題点について一定の整理・解決の方向性をお示しいただけるよう希望する。

1996・4・18

独占禁止法改正に関する

責任座長「たたき台」について

社会民主党持株会社問題プロジェクトチーム

1 「骨子案」の取り扱い等について

(1) 持株会社解禁のための独占禁止法改正案の「骨子」を取りまとめるに当たっては、この「骨子」に基づき公正取引委員会において法案化作業が進められるとしても、その与党審査及び閣議決定・国会提出は、持株会社解禁に伴う団体交渉応諾義務の明確化等の労働組合法等の改正案と一緒にものとしてでなければ進めないことを明確にする必要がある。

(2) 本「骨子案」の前書きとして、「本骨子案は、会社法、証券取引法、金融関係業法、労働法、破産法等の関連法制の整備が行われることを前提としたものである」旨明記する必要がある。

(3) 本プロジェクトチームとしては、「骨子」のとりまとめにとどまることなく、会社法、証券取引法、金融関係業法、労働法、破産法等の関連法制の整備のあり方についても、与党三党間で引き続き検討すること

を確認する必要がある。

2 「骨子案」の内容について

- (1) 昨日、当プロジェクトチームとしては、座長たたき台作成にあたって整理・解説すべき点として次の二点を示した。
- ① 独占禁止法の目的規定の文言をそのまま第9条に引き写して、「事業支配力の過度の集中」の有無をもって「禁止される持株会社」と「認められる持株会社」との判断基準とすることについては、基準の明確性・妥当性の点から見て十分合理的な説明が示されていないのではないか。現行の第9条第1項、第2項違反の罰則（1年以上の懲役又は200万円以下の罰金）は維持できるのか。
- ② 「事業支配力の過度の集中を招くこととなる場合」という第9条の持株会社禁止の実質的要件・基準を定めておきながら、これとは別に、法律上もしくはガイドライン上で総資産規模等の形式的基準を定め、認容・届出・許可・禁止等の効果に結び付ける場合には、これら二つの異質な審査基準の整合性、合理的関連付けが問題となるが、この点について十分合理的な説明が示されていないのではないか。
- しかし、本日示された骨子案では、残念ながらこれらについて疑問を解明するものとはなっていない。
- (2) 金融持株会社を解禁する場合、独禁法改正案の関係規定の施行に先立ち、少なくとも金融持株会社に対する金融行政当局による監督・規制等の面での関係金融業法等の整備が完了していることが不可欠であることは、すでに3月末の中間とりまとめの段階でも合意されている。そもそも金融持株会社の解禁については、たんに競争政策上問題がないというだけでは足りず、金融政策上これを認めるこの積極的理由付け等

が必要である。しかし、現状では、与党内の関係機関はおろか、当事者である金融業界内部でさえ十分に議論が尽くされているようには見えない等の事情を踏まえると、今回は金融持株会社の解禁については結論を出さないこととするのが適当であると考える。

- (3) 「一定規模以下（小規模）」「一定の純粹分社化」「一定のベンチャーキャピタル」の三類型の持株会社について解禁することは基本的に是認できるが、これらは法律に明記することとすべきである。
- (4) 「一定規模以下」の規模要件については、3月28日付け提案で一例として示した「総資産20億円以下」に固執するものではないが、基本的にこの類型の解禁は他の類型と異なり、経済政策上の積極的理由によるものではなく、この程度の事業支配力であれば経済全体に与える競争上の悪影響はさほど生じないであろうという「すそ切り」の考え方方に立つものである。しかし、これを3000億円というような水準に設定する場合には、このような消極的な理由ではなく、経済政策上の積極的な理由付けが必要になるとも考えられることから、慎重に検討する必要があるので、4月25日に結論を出すこととし、本日は判断を保留させていただきたい。

なお、付言すれば、「骨子案」の3000億円は、それ以下であれば「事業支配力の過度の集中をもたらすこととならないもの」とみなされ独禁法上問題とされない基準であるが、2月7日付け公取委案骨子にいう5000億円は、それ以下であればたんに届出義務が免除されるというだけで、「事業支配力の過度の集中を招くこととなる」場合には5000億円超の場合と同様に排除措置の対象となるとされている。この意味で、この二つの数字は、まったく異なる性質の基準として作用することに注意する必要があ

る。

- (5) 今回、持株会社を部分解禁するとしても、引き続き禁止される範疇の持株会社の設立等に対する直罰制度は維持すべきである。

昨日の公取委の説明の中で、この種の経

済法の分野では直罰から行政措置に流れが変わってきていたとの説明もあったが、それは今回の持株会社解禁問題とは別個に慎重に検討すべきテーマである。

1996・4・23

独占禁止法改正に関する責任座長

「たたき台」についての論点整理

社民党持株会社問題プロジェクトチーム

1 「骨子案」の取り扱い等について

前回の小委員会に対する社民党の提案と渡海責任座長の発言を踏まえ、本骨子案に次の前書きを追加するよう提案する。

(はじめに)

われわれは、2月16日の本プロジェクトチーム初会合以来、1月8日の新しい三党政策合意を踏まえ、昨年12月27日の公正取引委員会・独占禁止法第4章改正問題研究会中間報告をベースに、持株会社解禁のための独占禁止法改正案について、関連分野を含め有識者や関係労使団体、消費者団体等の意見を幅広く聴取しつつ鋭意検討を進めてきたが、このほど以下のとおりその骨子案を取りまとめた。

本骨子案を取りまとめるための検討の中で、われわれは、持株会社を解禁する場合にはこれに対応して会社法、証券取引法、金融関係業法、労働法、破産法等の関連法制についても見直し検討が行われ、必要な法的整備が行われるべきであること、特に持株会社解禁のため独占禁止法を改正する場合には、これに伴い、少なくとも持株会社に被支配会社の労働組合に係る団体交渉応諾義務を明確化す

るための労働組合法の改正及び銀行法等の金融関係業法の改正・整備についても一体的に処理すべきであることを確認している。

われわれは、上記の立場に立ち、今後、公正取引委員会がこの骨子案に基づき法案化作業を進めること、また、関連法制について関係各省庁が速やかに見直し検討を行うことを要請するとともに、与党三党としても引き続き関連法制の整備のあり方について検討することとする。

2 「骨子案」の内容については、次のような問題点について改めるよう求める。

(1) 第9条の持株会社禁止基準関係

① 独占禁止法の目的規定の文言をそのまま第9条に引き写して、「事業支配力の過度の集中」の有無をもって「禁止される持株会社」と「認められる持株会社」との判断基準とすることについては、基準の妥当性・明確性の点から見て適切とはいえない。

第一に、妥当性の点について。現行第9条は、第1条にうたわれた「事業支配力の過度の集中」の未然防止という目的

を達成するために、その予防規制の一つとして、特に持株会社形態が株式保有による企業結合拡大の危険性を典型的に有する手段であることを踏まえ、その実際の規模や影響力を問わず一律に禁止することとしたものである。この場合、持株会社禁止の直接の根拠は、それが経済力集中（事業支配力の集中、企業結合の拡大）の手段となりやすいという性格に求められるのであって、「事業支配力の過度の集中」の有無に直接結びついているのではない。持株会社禁止の判断基準を「事業支配力の過度の集中」の有無に求めることは、例えばカルテル行為の違法性の判断基準を不当利得の有無に求めるのと同様の問題を含んでいる。

第二に、明確性の点について。「……過度の集中をもたらすこととなる」という基準は、「過度」という程度を確定しがたいという面とともに、それが未だ出現していない不確定の事実についての蓋然性に関するものであるという面の両面において、およそ違法性判断基準としての明確性を備えていない。法律の実体規定がこのようなものであるかぎり、いかにガイドラインで詳細な考慮事項を並べても、問題は解決しない。結局、公取委に法運用、違法性判断についての広範な裁量権が与えられ、事業者側にとっては法的判断についての合理的予測に基づく行動が困難になるなど、行政改革や規制緩和の趣旨から外れることにもなりかねない。

また、このようなあいまいな基準を導入すれば、現行の第9条第1項、第2項違反の直罰制度（1年以下の懲役又は200万円以下の罰金）も維持できないのは当然である。

② 「事業支配力の過度の集中」についての定義規定案では、「……結合体の国民

経済全体に占める地位」や「二以上の事業分野において占める地位もしくはその集積した事業能力」を主語にしているが、その核心部分は「一又は二以上の事業分野における公正な競争を阻害するおそれがある程度であるもの」であって、この部分は第2条第9項の「不公正な取引方法」の定義規定とほぼ同一の文言を用いたものとなっている。したがって、この定義規定からすると、「事業支配力の過度の集中」とは、「一又は二以上の事業分野において独占禁止法上の「不公正な取引方法」を行いうる程度の事業能力を指すものと解され、きわめて広範囲な場合がこれに該当することとなりかねない。少なくとも、このような定義規定からは、概念図にあるような「巨大な企業集團」「市場を閉鎖的にするもの」「総合的事業能力が強大」というような説明を付すことは無理がある。

③ 「事業支配力の過度の集中をもたらすこととなる」という第9条の持株会社禁止の実質的要件・基準と、「一定規模以下」「純粹分社化」等4類型及び政令による適用除外類型の追加の取り扱いとの関係がなお明確ではない。

例えば、I(3)の記述について、4類型は「みなし」規定ではなく「推定」規定で処理するとの説明がなされているが、II(1)では「独禁法上問題とはならない」と、みなし規定であるかのごとき記述が見られる。また、適用除外という場合には、実体規定の定める要件・基準にかかわらず、そもそも適用を除外するのであるから、およそ推定というような法技術とは無関係である。

④ 以上の点を踏まえると、持株会社禁止もしくはその例外（適用除外等）の基準については、

- ・ 基本的に持株会社の利用形態、企業

結合の手段としての態様に着目して定めること

- ・ 違法性判断について当初からあいまいな領域を設けることをせず、その設立・転化を一定の許認可に係らしめること等も含め、少なくとも直罰を現行通り維持できる程度に基準を明確化すること

が必要であると考える。

- (2) 「一定規模以下（小規模）」「一定の純粋分社化」「一定のベンチャーキャピタル」の3類型の持株会社について解禁することは基本的に認められるが、これらは法律に明記することとすべきである。
- (3) 金融持株会社を解禁する場合、独禁法改正案の関係規定の施行に先立ち、少なくとも金融持株会社に対する金融行政当局による監督・規制等の面での関係金融業法等の整備が完了していることが不可欠であることは、すでに3月末の中間とりまとめの段階でも合意されている。しかし、そもそも金融持株会社の解禁については、たんに競争政策上問題がないというだけでは足りず、金融政策上これを認めることの積極的理由付け等が必要である。ところが現状では与党内の関係機関はおろか、当事者である金融業界内部でさえ、現時点での金融持株会社解禁について十分に議論が尽くされてい るようには見えない。このような事情も踏まえ、金融持株会社解禁についての金融政策上の十分な検討を行う必要があると考える。
- (4) 「一定規模以下」の規模要件として3月28日付け提案で一例として示した「総資産20億円以下」については、基本的にこの類型の解禁は他の類型と異なり、経済政策上の積極的理由によるものではなく、この程度の事業規模であれば、経済全体に与える競争上の悪影響は小さいものと考えられ、第10条第2項（株式保有の届出義務）と同

様、報告・届出義務すら免除しても差し支えなかろうという、いわば「すそ切り」の考え方方に立つものである。

しかし、社民党としては必ずしも「一定規模」の理論的上限のようなものとしてこの金額に固執するものではない。今後の他の関連法制の整備や経済実態の変化等の事情も考慮し、また持株会社設立・転化についての一定の報告・届出を義務づける等の措置を講じる場合には、第9条の2（大規模会社の株式保有制限）の趣旨も踏まえ、同条の規模要件と並ぶ水準である総資産数千億円を上限とすることも検討に値しよう。ただし、このような考え方方に立つ場合でも、当面は1000億円程度を上限とし、段階的に拡大すべきと考える。

- (5) 今回、持株会社を部分解禁するとしても、引き続き禁止される範疇の持株会社の設立等に対する直罰制度は維持すべきである。



持株会社解禁問題補足資料

社民党持株会社問題プロジェクトチーム

1 持株会社形態によるいわゆる「合併代替」について

いわゆる「合併代替」とは、二つ以上の会社が合併する代わりに、それぞれ持株会社の子会社となることによって結合することをさしている。このような企業結合形態を採れば、通常の合併の場合に生じる事業や労務・人事の一本化等の困難な問題を回避できることから、持株会社解禁のメリットの一つとして論じられることが多い。

しかし、そもそも通常の合併にしろ合併代替にしろ、市場における競争を通じての事業規模拡大とは異なり、市場のテストを受けないで競争上優位な立場に立とうとするものであることから、競争政策上一定の規制が必要となる。

特に合併代替のための持株会社は、持株会社の利用形態としては持株会社禁止の根拠となっている経済力集中の手段そのものであるし、上記のメリットゆえに、通常の合併以上に企業結合を促進する効果を持つとも考えられることから、より大きな問題を含んでいる。すなわち、これを類型として解禁することは、六大企業集団のような巨大な企業グループ内の企業を束ねるような持株会社も含め、持株会社を全面解禁するのとほぼ同義であり、到底容認できない。また、ケースバイケースで認めることについても、たんに上記メリットとして挙げられているような「お家の事情」程度では持株会社禁止の例外とする理由とはいえないし、審査基準を複雑化されることとなるので、適当ではない。このような理由から、合併代替については類型的にあれケー

スバイケースであれ解禁の対象とすべきでないと考える。

なお、合併代替のきわめて例外的なケースとして、破綻金融機関の救済手段として金融持株会社を用いることについては四章研中間報告も条件付きでは認している。これは、「金融システム・信用秩序の維持」という金融政策上の特別の配慮にもとづくものであって、一般の事業会社の場合にはこのような考え方はまったく当てはまらない。

2 設立・転化時の手続きについて

社民党案では、例外的に許される持株会社の設立・転化についても、四章研中間報告の考え方を踏襲して、公取委等による許可（認可）に係らしめることが適当であるとの見解をとっている。これは、持株会社の設立等を原則として禁止していることからくる論理必然的な帰結であるが、第9条の本則（持株会社禁止）違反を直罰の対象とするためにも、このような構成をとることが適当と考えられる。ただし、この許可（認可）の審査は、実際の市場への影響等を問題にせず、法律の定める一定の類型に該当すればよいという意味で、形式的審査である。

なお、一定規模以下の持株会社については、資産総額が一定額を超えてか否かという客観的に明らかな事項が対象となるので、許可（認可）の対象とせず、たんに事前又は事後の届出によって適用除外とすれば足りると考えられる。

与党独占禁止法改正問題

PT小委員会報告書

与党独占禁止法改正問題PT小委員会

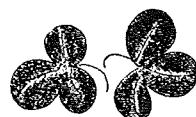
本小委員会は、与党独占禁止法改正問題プロジェクトチームの委嘱により、与党としての独占禁止法改正案の骨子のとりまとめ作業を続けてきた。小委員会では渡海座長が提案した「独禁法改正の骨子案」（別紙）をもとに主要な論点について各党の意見調整を行い、別表の通り本日までに意見が一致した部分もあるが、下記の項目については意見の一一致をみるに至らなかった。

記

- 1 持株会社の解禁にあたっては、労働法制等の関連法制の整備を一体的に処理すべきとする社民党と、持株会社解禁による種々の労働問題の懸念は認識するが、労組法改正等との一体処理にこだわるべきではないとする自民党、さきがけの意見が一致しなかった。
- 2 座長案の基本的考え方のうち(1)の持株会社規制の基本原則について、一般的禁止規定を残し、適用除外の新型を限定列挙すべきとする社民党と、一律的な禁止想定を改め、「事業支配力の過度の集中をもたらすこととなる持株会社」の設立・転化・取得を禁止すべきとする自民党、さきがけの意見が一致しなかった。
- 3 基本的考え方の(2)のガイドラインについて、公取委のガイドラインは不明確で、恣

意的な判断の残るグレーゾーンは作るべきでないとする社民党と、個別審査で認めるべきものについては、客観的なガイドラインを策定して、公正かつ適切な運用を確保すべきとする自民党、さきがけの意見が一致しなかった。

- 4 基本的考え方の(3)について、4類型のみの解禁にとどめるべきとする社民党と、4類型以外にも持株会社を個別審査で認めるべきとする自民、さきがけ両党の意見が一致しなかった。一定規模以下の基準について、自民党は5000億円超、社民党は1000億円超、さきがけは3000億円超と意見が分かれた。
- 5 関連規定の整備のうち(3)の実効ある罰則の内容について、違反行為に対する直罰規定を残すべきとする社民党と、問題のある持株会社が行政処分に従わない場合に罰則を適用すべきとする自民党、さきがけの意見が一致しなかった。
- 6 公正取引委員会の執行体制については、組織強化等を含めて持株会社の解禁後の監視体制の強化を図る必要がある。



持株会社の解禁について

(独禁法改正の骨子案)

与党独占禁止法改正問題プロジェクト

I 基本的考え方

- (1) 現行の持株会社の禁止規定を改め、「事業支配力の過度の集中をもたらすこととなる持株会社」の設立・転化・取得を禁止する。
*「持株会社」の定義は現行と同じ。
(「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」)
- (2) 「事業支配力の過度の集中」を法律で定義し、公正かつ適切な運用のための客観的なガイドラインを策定する。
*「事業支配力の過度の集中」の定義（案）＝「二以上の会社の株式保有を通じた結合体の国民経済全体に占める地位又は二以上の事業分野において占める地位もしくはその集積した事業能力が、他の事業者の自由かつ自主的な事業活動を阻害する等一又は二以上の事業分野における公正な競争を阻害するおそれがある程度であるもの」
- (3) 持株会社の企業集団の資産総額が一定規模（3000億円）以下である場合、純粋分社化、金融持株会社（異業態間の相互参入）、ベンチャーキャピタルの4類型については、事業支配力の過度の集中をもたらすこととなるないものとする。持株会社制度の運用実態を踏まえて、政令で適用除外の類型を追加できる規定を整備する。（別紙参照）

II 持株会社の監視に関する想定

- (1) 持株会社の設立・転化の届出
 - ① 純粋分社化、ベンチャーキャピタル、金融持株会社（異業態間の相互参入）については、事後届出制とする。届出によりその類型に該当することが確認できれば、独禁法上問題とはならないと推定する。
 - ② 上記の3類型以外で企業集団の資産総額が3000億円を超える持株会社（以下、このような持株会社を「届出持株会社」という）の設立・転化は、事前届出制とする。（それ以下のものは届出不要。ただし、設立又は転化後、3000億円を超えることになった場合は、その段階で届出が必要。）
公正取引委員会は、当事者から事前又は事後に届出を受けて、事業支配力の過度の集中をもたらすことになるものか否かを審査するものとする。
- (2) 新規子会社の取得の届出
資産総額3000億円超の持株会社は、自己またはその傘下の子会社が総資産100億円超の会社または企業集団の持株会社の株式の50%超を新たに取得した場合、公正取引委員会に届け出なければならない。（ただし、届出持株会社は、事前に届け出るものとする。）
- (3) 報告書の提出

資産総額3000億円超の持株会社は、持株会社によって統括される企業集団の状況に関する報告書を毎事業年度終了の日から3カ月以内に公正取引委員会に提出することを義務づける。

(4) 違法な持株会社に対する措置

- ① 届出持株会社のうち、独占禁止法上問題となるものについては、設立又は転化の前に株式処分等の排除措置を講じることとする。公正取引委員会は、届出後の一定期間（30日）以内に措置を講じるか否かの判断を行わなければならない。
- ② 届出時点では事業支配力の過度の集中をもたらすこととなないと判断された持株会社が、その後において他の会社の株式を取得すること等により、事業支配力の過度の集中をもたらすこととなった場合には、公正取引委員会は、株式処分等の排除措置を講じることとする。

III 関連規定の整備

(1) 大規模会社の株式保有制限（第9条の2関係）

① 持株会社の株式保有制限の緩和（純粋子会社化に限定適用）

大規模会社の株式保有の制限に該当する大規模会社が持株会社となる場合、総資産中に占める株式資産の割合が増えることにより、同条の株式保有総額の制限に抵触する可能性があるため、これを救済するため所要の規定を整備する。

② 潜脱防止規定の整備

同条の規定の潜脱防止のため、大規模会社である持株会社の傘下子会社（持株会社となる前から子会社であったものを除く）にも適用する。

(2) 金融会社の株式保有制限（第11条関係）

① 合算ルールの適用

金融会社及び金融子会社は、公正取引委員会の認可を受けた場合を除き、国内の他の会社の株式を合算して5%超（保険会社が保険子会社を有する場合については10%超）所有してはならないこととする。

② 金融持株会社

金融持株会社（金融会社の株式の50%超を所有する持株会社）は金融会社とみなす。（金融持株会社のうち傘下の金融子会社が保険会社のみの場合については、保険会社とみなす。）

(3) その他

排除措置の手続、実効ある罰則等の所要の規定を整備する。

IV その他

(1) 見直し規定

- ① 公正取引委員会は、毎年度、持株会社解禁後の状況及びそれに伴う影響について、国会に報告するものとする。
- ② 法施行時から3年経過した時点で、持株会社の解禁後の影響や関連法制の整備状況を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うこととする。

(2) 法律の施行

法施行日は、公布の日から1年以内であって政令で定める日とする。

(別紙) 骨子案の主要な論点に関する各党の意見

		自 民 党	社 民 党	さきがけ
持株会社の原則規定		事業支配力の過度集中は禁止	禁止。除外類型を限定列挙	事業支配力の過度集中は禁止
事業支配力の過度の集中のガイドライン		必要	不要(不明確)	必要、より明確に
一定規模以下の基準		5000億超	1000億超	3000億超
大規模持株会社	3類型	解禁	金融は検討必要	解禁
	3類型以外	個別審査	禁止	個別審査
設立・転化の届出	一定規模↓	届出不要	許可or届出	届出不要
	3類型	事後届出	許可	事後届出
	3類型以外	事前届出	禁止	事前届出
新規子会社取得		100億超の会社の取得、事前届出(社民は保留)		
報告書の提出	*	毎事業年度の終了の日から3ヶ月以内の届出義務		
行政措置・処分	届出処理*	事前届出は届出後30日以内に公取委に判断義務		
	処分内容	株式処分等の排除勧告、命令		
持株会社の株式保有制限の緩和		純粋分社化に限り大規模会社の株式保有制限を緩和する規定を整備		
潜脱防止規定		大規模持株会社の傘下子会社にも株式保有制限適用		
金融持株会社	株保有	合算ルール適用	合算かH.C.のみ	合算ルール適用
	業法等	銀行法等の関連業法を改正独禁法施行前に整備		
罰則規定		行政処分に従わない場合に罰則	直罰	行政処分に従わない場合に罰則
見直し規定	*	法施行3年後に見直し。公取委は国会に年次報告。		
法律の施行	*	公布の日から1年以内で政令で定める日		

*は社民党は(-)

(別紙)

持株会社解禁の概念図

原 則 禁 止	原 則 自 由
<p>●事業支配力が過度に集中することとなるもの</p> <p>●巨大な企業集団</p> <p>●市場を壟斷的に行なうもの</p> <p>●総合的事業能力が強大</p>	<ul style="list-style-type: none">●事業支配力が過度に集中することとならないもの・小規模（300億円以下）・純粹分社化・ベンチャーキャピタル・金融持株会社（相互参入）・その他政令で認められたもの
事 前 届 出 制	事 後 届 出 制

<個別の判断を要するもの>

- (例)
 - ・合併代替の場合
 - ・破綻救済のための金融持株会社
 - ・設立・転化の段階では問題ないとされた持株会社（4類型）がその後規模を拡大する場合

1996・4・25

与党韓国訪問団の帰国報告 (4/22~4/24)

〔メンバー〕

山崎 拓 自由民主党政務調査会長
伊藤 茂 社会民主党政策審議会長
渡海紀三朗 新党さきがけ政策調査会長

〔日程〕

- 4月22日（月）
成田 発 15:50 > KE 001
ソウル着 18:15
夕 山下新太郎大使主催夕食会
○4月23日（火）
午前 金守漢（キム・スハン）新韓国党
常任顧問（韓日親善協会会長）

- 昼 孔魯明（コン・ノミョン）外務部
長官主催昼食会
午後 金詠三（キム・ヨンサム）大統領
夕 金潤煥（キム・ユナン）新韓国党
代表委員主催夕食会
○4月24日（水）
午前 権五琦（クォン・オギ）副総理兼
統一院長官
昼 山下新太郎大使主催昼食会
午後 李養鎬（イ・ヤンホ）国防部長官
ソウル発 18:40 > KE 706
成田 着 20:40

山崎拓自民党政務調査会長、伊藤茂社民党政策審議会長、渡海紀三朗新党さきがけ政策調査会長からなる与党韓国訪問団は、4月22日から24日まで韓国を訪問し、金泳三（キム・ヨンサム）大統領を表敬した他、孔魯明（コン・ノミョン）外務部長官、権五琦（クォン・オギ）統一院長官、李養鎬（イ・ヤンホ）国防部長官及び与党関係者と会談した。

この時期の韓国訪問は、韓国総選挙後の内政が一段落し、韓米・日米首脳会談直後の朝鮮半島情勢の動向が注目されるなかでタイミング良く行われた。日韓のハイレベルでの意志疎通を行い、日韓関係を前進させる上で成果があった。

- 1 金泳三（キム・ヨンサム） 大統領表敬
(1) 冒頭発言
金大統領：ASEMでの首脳会談は非常に有益。四者会合に対する橋本総理の支持に感謝。過去の正しい認識に

基づき未来指向の関係。朝鮮半島に関する韓日米協力が重要。

訪問団：日韓関係は最も重要な外交関係の一つ。四者会合を支持し成功を祈る。その上で日本としてもロシアとともに将来役に立てれば幸い。北朝鮮との関係は韓国と十分連携し理解を得つつ進める。

(2) 北朝鮮情勢等

金大統領：日本がいざれ日朝国交正常化交渉を進めることについては基本的に異議はないが、その過程において韓国との連携・協議に十分配慮して欲しい。四者会合提案については、北朝鮮には他に道はなく究極的には受け入れるであろう。

訪問団：北朝鮮政治・経済・社会が行き詰まりが暴發することのないよう、南北対話の進展を希望。日本は人

道支援以上にはできないしやらない。他方、K E D Oへの拠出の際日本の貢献と国交正常化交渉との関係について議論あり。

(3) 海洋法・漁業

訪問団：新たな漁業協定のための実務者協議が円滑に進むよう大統領の指導力發揮をお願いする。1年以内の交渉妥結を希望。

金大統領：十分協議し、漁業実績を勘案しつつ、韓日中三国間の円満解決を希望。

(4) 日米安保共同宣言

訪問団：沖縄基地（普天間基地）返還計画、極東有事の際の日米協力（ガイドライン）につき今後詰める。専守防衛、軍事大国にならない、非核三原則等の我が国の防衛の基本方針は変わらない。

(5) 歴史共同研究

金大統領：歴史共同研究を是非進めたい。

訪問団：基本的には賛成であるが、官製のイメージを避け民間の学者の自由な討議から客観的で公正な結論がえられるものに。

(6) 総理訪韓招請

金大統領：機会があれば是非橋本総理に訪韓していただきたい。

訪問団：早速総理に伝える。

2 孔魯明（コン・ミョン）外務部長官との会談

(1) 海洋法・漁業

訪問団：漁業協定を1年以内を目処にまとめられるよう、交渉の早期開始を希望。

孔長官：中国との関係もあり、三国が連関。専門家同士で話してもらいたい。E E Zの境界確定に懸念。

(2) サッカーワールドカップ

孔長官：感情に火が付く問題であり、心配。

韓国でのフィーバーは相当なもの。最近の動きとして、欧州委員による共同開催提案がある。

訪問団：スポーツのことだからフェアプレーで。

(3) 南北会談・四者会談

孔長官：北朝鮮の図式はまず米、次に日本との直接交渉で。韓国との緊密な連携をお願いしたい。四者会合提案後の北朝鮮の動きを注視。

訪問団：日朝関係は国と国、政府と政府で正面からやってもらう考え。K E D Oへの拠出の際も議論があった。経済協力は国交正常化が大前提。それ以前は人道上の援助にとどまる。四者会合を与党としても支持。別途六者のフォーラムも活用しては如何。

孔長官：朝鮮半島の安定につき七者（モンゴルを含む）の北東アジア協力対話（N E A C D）を提案したが北朝鮮は応じてきていない。

3 権五琦（クン・ギ）統一院長官との会談

(1) 四者会合

権長官：四者会合に対する日本の支持は心強い。南北で不可侵・協力・交流の合意書を作成したが（1991年）、北が守らず実施されていない。K E D Oのような国際的枠組みの合意は機能しているので、これには注目。四者会合が実現し対立状況が解消するよう辛抱強い対応をしていく。先行き悲観的ではない。

(2) 北朝鮮情勢

権長官：北朝鮮情勢は予測不可能。北朝鮮は80年代末からの社会主义各国の体制崩壊（貿易の70%）、指導者の交代、自然災害等で困難な状況にあることは事実。しかし、外か

ら見れば崩壊しそうでも体制が続
くこともある。

(3) 南北関係、日朝関係

訪問団：北風と太陽の話があるが、北朝鮮
の暴発を防ぐために太陽で門戸を
開放させるにも、経済協力を行う
前提として日朝国交正常化が必要。
韓国と緊密に連携しながら政府・
外交正面でやっていきたい。

権長官：日本の協力は韓国との関係を損な
わない形で進めていければ地域の
安定に貢献する。

(4) 日米安保共同宣言

権長官の質問に答え、訪問団より日米安
保共同宣言の意義及び今後の取り進め方につき説明。

4 李養鎬(イ・ヤンボ) 国防部長官との会談

李長官：日米首脳会談、安保共同宣言を朝
鮮半島・アジア太平洋の安定化の
ために評価。この問題で、在沖縄
基地返還問題に関心あり。日韓間
の防衛交流を緊密に進めたい。

北朝鮮は、食料難等にも関わらず軍事強化(ミサイルを含む)を
継続。米朝ミサイル交渉は核問題
よりも難問になる可能性あり。

訪問団：米軍プレゼンスの維持。朝鮮半島
情勢をも念頭に日米安保に基づく
日米協力(ガイドライン)を検討
していく。北朝鮮のミサイルには
懸念。

1996・4・29

民法改正案に関する見解

社会民主党

1 法務大臣の諮問機関である法制審議会は、
五年以上の審議を踏まえ、本年2月26日の
総会で民法の一部を改正する法律案要綱を
決定し、法務大臣に答申した。

民法改正問題については、本年1月の
「新しい政権にむけての三党政策合意」においても、検討すべき課題として掲げられ
ている。にもかかわらず、自民党の一部に
ある根強い抵抗により、未だ閣議決定する
に至っていないのは、きわめて残念である。

社民党は、1日も早く自民党が民法改正
に前向きな結論をだすことを期待するとともに、今国会提出に向け、全党を挙げて取り組むことを、改めて表明する。

2 法制審答申に基づいて今国会に法務省が
提出を用意している民法改正案のポイント
は①婚姻適齢を男女とも満18歳とする、
②選択的夫婦別姓制の導入、③5年以上別
居していることを法律上の離婚理由とする、
④嫡出子と非嫡出子の相続権を同等とする
一等。このうち、国民の関心が高く、画
期的である反面、もっともこだわりをもた
れているのは、やはり夫婦別姓問題であ
る。

3 「夫婦別姓にすると家庭が崩壊する」と
の意見がある。しかし、現行制度のもとで
も、危機を迎えている家庭はあり、例えば

働きバチの夫との間で会話がないことから亀裂がおこつているケースがあるのではないか。問題は「氏」にあるのではなく、長時間労働など日本の社会・経済システムにあり、仕事と家庭における責任を男女がともに担えるよう努めあるしくみを整備することが求められている。

また、「家族は1つの名前を名乗ることにより、そのきずなを深めることができる」という意見もある。夫婦同姓を強制しているのは世界で日本を含め二ヵ国しかないわけだが、他の多くの国で家族の連帯感が希薄なのかといえば、そのような事実はない。

このように選択的夫婦別姓に反対する理由は、いずれも根拠が不明瞭であり、戦後すでに廃止された「家」制度の保持にこだわり、社会全体として多様な生き方を認めていこうとする時代の流れに逆行するものといえる。

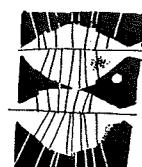
- 4 現民法は、日本国憲法制定に伴い、昭和22年に全面的に改正された。その内、親族編・相続編における改正の中心的課題は、憲法24条の個人の尊厳と両性の本質的平等の原理を民法に反映させることにあった。その結果、「家」制度や妻の無能力の制度の廃止、夫婦の平等、家督相続の廃止などが改正されたわけだが、時間的な制約から不十分な点はなお検討することとして、積み残された課題をかかえたまま施行された経過がある。その後、婚氏統称制度が設けられた他、大きな改正が行われることなく今日に至った。今回の改正は、戦後の民法改正時に次ぐ、本格的な改正であり、その意義は大きい。

- 5 また、戦後半世紀の歳月の間、社会の基本単位としての家族の状況も質的に変化し、個人の人生観、価値観も多様化し、婚姻や

離婚においても従来の「家」的拘束から脱却した新しい意識が育つることにも着目する必要がある。

「氏名は個人の呼称であり、氏名に対する権利は人格権の一内容である」とする考え方方が国民に支持されていることも、国民の「氏」に対する権利意識の変化を象徴しているといえる。換言すれば、憲法の理念である個人の尊厳、両性の平等は、日本社会の中で、着実に根づいてきているのである。

今年は女性参政権が施行されて50年。この記念すべき年に、本格的な民法改正が実現できるよう、社民党は最大の努力をする方針である。



猶予の許されぬ金融行政改革

前 田 恭 宏

大和銀行の巨額損失事件や住専問題の発生に象徴されるように、日本の金融行政は制度疲労の様相を一段と色濃くしています。金融の国際化・自由化の当然の帰結として生まれた世界的な大競争時代を乗り切るために、また預金者保護を図る観点からも、金融行政の大改革・大転換を断行することは、いまや時代の要請にもなっています。

護送船団行政の功罪

資本主義や市場経済には需給のアンバランスが必ずつきまといます。このギャップを埋めるために、先進国は、数量（60年代）や価格（70年代）を通じた調整を行ってきました。しかし、80年代に入って限界にぶつかります。この打開策を金融の調整に求めようとしたのが（金融による帳尻を合わせ）、先進各国に共通する対応であったといえます。つまり数量、実物経済の調整がうまくいかなくなった80年代に、金融経済でなんとかそれをカバーしようと試みるのですが、その巔末（副作用）は金融経済の異常なまでの肥大化として表れることになりました。

80年代の世界的な潮流となった金融革命のもと、わが国も金融自由化政策を踏襲せざるをえなかったのは周知の通りです。しかし、その実態は、部分的・段階的な規制緩和にとどまり、アメリカ等にみられたような金融「革新」や金融「革命」による国民的なメリット実現の域までには至りませんでした。

こうした過程で、大口預金金利と企業金融優先の自由化だけが先行し、新しい金融取引・商品の開発や業態別規制等の自由化の方は歩みの遅いものになっていきます。小口・個人は後回しという旧態依然たる硬直した土台

に、85年のプラザ合意以降の政治的な思惑も込めた大規模かつ長期の量的金融緩和が強行されたのですから、たまたまではあります。行き場を求める大量の資金と既得権益擁護型の行政指導（護送船団方式）に支えられた金融・証券市場が会った結果は、“ぬれ手に泡”的な株式と土地投機への過剰な投融资競争が煽るバブル経済へと突き進むしかなかったともいえるのです。

ある程度の激変緩和はやむを得ない措置といえる面はありました。しかし、生活者レベルの利益よりも、業者間の利害調整を優先する漸進的自由化の罪も大きかった。金融自由化は反面で自己責任を伴わなければ機能しないのは自明のことなのですが、変化があまりにも緩やかだったため、自ら責任を負う習慣はほとんど根づかなかったのです。

日本の護送船団行政が、戦後の資金不足時代、効率的な資金配分によって経済復興を助け経済成長に果たしてきた成果は認めなくてはなりません。また、当時まだ脆弱だった金融機関を市場の荒波から保護するという利点もありました。しかし、一方で、金融機関の不倒神話と横並び経営を生んできたのは否定しようのない事実でしょう。「不倒」の思い込みはリスク管理をおろそかにさせ、「横並

び」は経営感覚のマヒを生んでいきます。その意味で、護送船団行政は日本版モラル・ハザードの温床になり、バブルとそれに続く住専問題を生む誘因にもなっていくのです。

タイミングを失し、いたずらに時間をかける手法が、もはや大競争の渦中にある金融新時代に対応できることは明らかです。この10年間の日本の金融行政は、古い法律や制度をどの程度改善したか、つまり前の段階からどれほど良くなかったかという、過去からの発想に依り掛かる「相対的な」金融自由化で“お茶”を濁すことに汲々としてきました。その限界がはしなくも露呈したのがバブルや住専問題なのです。

「絶対的」金融自由化への移行が急務となっている所以がここにあります。

「絶対的」自由化と市場の規律

「絶対的」金融自由化とは、古い制度をどれだけ改善したかではなく、自由競争の時代に求められる姿・ビジョン・基準などから逆算（帰納）し、いま何をしなければならないか—という未来からの発想といえます。本来あるべき姿から何が遅れているのかを、考えなければならない時代がやってきたのです

「絶対的」金融自由化が求める新たな金融システムは、金融機関の経営のチェックについても「市場」が主人公になり、「行政」は補完的な役割にとどまるというものでなければなりません。市場が主人公になるための要諦は「市場の規律」と「自己責任原則」。預金者や投資家が金融機関を選別するようになれば、金融機関は放漫経営を改めざるをえない（市場の規律）。市場の規律が機能するためには、経営内容の十分な開示が必要となる反面、預金者や投資家は金融機関が破綻した場合は相応の損失を分担する（自己責任原則）—という考え方です。

ただし、「市場の規律」に基づく金融行政の展開にともなって規制を緩和・撤廃すれば、預金者や投資家保護の面で「市場の失敗」が

発生する危険性は高まらざるをえません。市場の失敗は、いかなる手法を用いようと防ぎ切れるものではありませんが、最小のものにするためにも、客観的な基準に基づく検査・監督体制の充実が図られねばならないともいえます。要するに、金融機関の業務等を制限する規制は撤廃をめざすべきだが、金融機関や金融市場の健全性・安全性を確保するための監視・監督はむしろ強化しなければならないとの論理です。

しかし、いくら監視体制を強化したとしても行政が当の金融に携わるプレイヤー以上に金融取引を熟知できるはずもなく、再び一行も潰さぬという完全主義に陥れば、護送船団方式に逆戻りすることにもなりかねません。監督の役割は、金融機関の失敗を限定する（システム全般へ被害が波及することを防ぐ）ための努力にとどまざるをえない現実も、国民に率直に訴えていかなくてはならないでしょう。この立場から、市場の失敗に関する以外で市場経済への行政介入は行うべきではないという、自らの力量と本分を自戒した「政府の規律」なる概念も併せて整理する必要があります。

なお、検査及び監督機構の大蔵省からの分離論に立つか否かの判断材料としては、一般的な論点ともいえる財政と金融にからむ利害相反防止や市場の規律に合致する機構論等だけではなく、今後より高度化が望まれる金融のプロフェッショナルを育成していくためにはどちらが有効かが、より大きな意味をもってくるのではないかでしょうか。

日銀法改正が金融民主化の前提

現行の日本銀行法は、信じ難いことですが、戦時金融体制の一環として1942年（昭和17年）に制定された当時の原形をほぼとどめています。具体的には、中央銀行の諸機能と資金を国家目的に総動員するため、日銀を蔵相の指揮命令に全面的に服従させるなど、全体主義的な色彩が極めて濃い条文をほとんど残

したまま現在に至っています。

金融行政の見直し・組織改革と同時に、戦時立法で統制色の強い日銀法を、金融民主化の原点に戻って抜本的に改正することが、わが国の金融システムと金融行政を近代化するための不可欠の要件「になる」のは、ある意味では、至極当然ともいえるのです。

通貨価値を安定させる金融政策と金融システムの維持を目的とするブルーデンス政策（銀行の健全性をチェックする役割）を伝統的な機能として行使する中央銀行が、政治的な圧力と干渉を排除しうる法的独立性を最大限に保障されるべきであることは、今日国際社会の共通の認識として定着しています。

何故かといえば、中央銀行は、紙幣の発行を任されている唯一の銀行としてお金の価値を守る責任を負っているからです（物価の番人）。一方で、政府・政治は時に人気取り目的の景気刺激策に走りやすく、インフレ要因につながりかねない金融政策に駆られがち。例えば、インフレ懸念が出れば中央銀行は金利を上げようとしますが、金利上昇は景気に水を差すという理由から政府は抵抗するかもしれないということです。

このあまりに一般化された古式蒼然たる定式が不幸にも的中したのが、70年代前半の日本列島改造計画前後の狂乱物価や80年代後半のバブル経済の発生と崩壊による経済混乱等を防ぎ切れなかった、わが日本といえます。

あまつさえ、日銀の“聖域”である公定歩合の操作に対して、政府・与党首脳の不当な介入や干渉が行われてきたことも国民の多くが知るところとなっています。なぜ、政治の圧力に、こうも無力な日銀の歴史が重ねられてきたのか。理由は二つ考えられます。

第一は、いうまでもなく現行日銀法によって日銀の独立性が封じ込まれてきたからでしょう。先に触れた戦時下の国家目的達成のための立法趣旨に基づく蔵相による監督権（42条）や業務命令権（43条）、内閣による総裁・副総裁の解任権（47条）等々が、日銀の意

欲を減殺してきたことは間違ひありません。

第二は、日銀自らが独立性の切り札であるはずの政策委員会を形骸化させてきた点があげられます。公定歩合操作など金融政策の最高の意思決定機関となるべき政策委員会だったのですが、日銀官僚の閉鎖性は物言わぬことを妥当とする風潮を生み、まさに「角を矯（た）めて牛を殺す」愚を自ら犯していくのです。日銀の独立性には日銀の民主的運営という裏付けが欠かせない理由がここに顕著でしょう。つまり、民主的な政策決定の場が明確に担保されない限り、日銀の独立性は百害あって一利なしとしても過言ではないのです。

ただし、忘れてならないのは、金融政策と業務の運営・人事に関して国民の選択と審判を直接仰ぐ立場にない中央銀行は、政府からの独立性を法的かつ実体的に付与される一方で、インフレなき持続的成長と国民福祉に貢献するマクロ政策に関し、整合性ある政策展開がいっそう求められるということです。国民と市場の広範な信頼を基盤とする中央銀行は、政策発動に関して独善を排し、国民に理解と支持を求める不断の努力を果たさねばならぬともいえます。

この観点からも、日銀は、政策決定過程の透明性を確保する情報開示に最大限取り組まねばなりません。こうした国民的信頼を獲得し得る土台を固めた上で、新たな日本銀行法において日銀は、金融政策に関わる判断・見解等を表明する権利及び義務を、対国会において与えられるべきです。

自由化・国際化に象徴される金融新時代にふさわしい中央銀行となるためには、政治の制約（思惑）から解き放つシステム面での保証が「鍵」となります。しかし、何はともあれ、いまやその体質自体が前近代性の本家・本元とも皮肉られる日銀です。仮（日銀法改正）に魂が入るも入らぬも、つまるところは、自己革新を日銀が全うできるか否かにかかっているのです。

（まえだよしひろ・政審書記 一大蔵部会担当）

日米安保条約と協調的安全保障

橋 川 こずえ

橋本総理とクリントン大統領は、4月17日に「日米安全保障共同宣言 — 21世紀に向かっての同盟」および「日米両国民へのメッセージ」を発表した。この中において、自由の維持、民主主義の追求、人権の尊重などの「共通の価値」を再確認し、これら「共通の価値」を有する両国がパートナーシップを強化するとともに、アジア太平洋の平和と安定のために日米防衛協力をすすめ、あわせて同地域における多角的安保対話・協力をはかることを表明している。この両文書は21世紀に向けた日米関係の基本方向を示したものとして評価できるものではないだろうか。

一方、社民党安全保障調査会は、日米首脳会談に先立ち4月12日、「日米安保条約の新しい役割 — 協調的安全保障のための日米協力」を発表した。この提言は、冷戦後の新時代において、わが国周辺の国際状況も考えた日米安保条約の方向を冷戦時代とは違う方向にかえていくことを求めている。

この二つの発表された文章をもとに安保条約について考えてみたい。

地域情勢について

わが国周辺の安全保障の環境は、冷戦時代から見ると、安定的にはなってきているが、いくつかの不安定要素はある。その一つは、朝鮮半島情勢の不透明さである。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は一昨年以来、休戦協定無効化を意図するさまざまな行動、たとえば板門店の共同警備区域への武装兵力の侵入などによって、軍事境界線の緊張状態を生み出してきた。第二は、中国の軍事演習にもなう中台関係の緊張状態である。これは、台湾海峡の緊張を高め偶発的な軍事衝突を引き起こす可能性があり、また東アジアの平和と安定に向けた国際努力を損なうものであった。また、ロシアにおける政治闘争、好転しない経済情勢やチェチェン問題なども不安定

要素である。以上のように、アジア太平洋情勢は安定的とは言えない。しかし、これらが大きな危機に発展する可能性も少ないのでないだろうか。

アジア太平洋の国際環境を冷静に分析した場合、軍事的脅威というよりは、国際関係を不安定にさせるような要因が増えている。こうした要因として、貧困、人権侵害、環境破壊、テロ、難民流出などの「人間の安全保障」に係わるものや、国家関係を不安定にする武器貿易、軍備増強、軍事演習、核拡散そして領土・領海資源をめぐる対立ともいえる国家間の係争問題がある。

これらの脅威の変化、いわゆる不安定要因に対しての解決方法としては今までのようなやり方だけでは、とても対処することは困難である。その解決方法としては、多国間によ

る安全保障の枠組みと非軍事分野を含めた包括的な方法を追求すべきである。

協調的安全保障

このような包括的な方法とは、「協調的安全保障」である。この考え方は、軍事的安全保障よりも「人間の安全保障」に力をおいた「総合的安全保障」と「多国間安全保障」を基本とするものであり、侵略行為を関係国による強制措置によって撃退することを前提とした集団的安全保障をとらない。

日米両国首脳は、先の「日米安保共同宣言」において、アジア太平洋地域における多角的安保守た話を図ることを表明し、また全面核実験禁止条約（CTBT）の早期妥結に向けて努力することでも合意した。同宣言には、とくに「北東アジアに関する安全保障対話」に向けた日米共同作業が述べられている。このような問題を含め、日米両国がすすめてきた「地球的展望にたった協力のための共通課題」（コモン・アジェンダ）を拡大して、アジア太平洋における協調的安全保障を具体化し促進する新たな課題（ニュー・コモン・アジェンダ）への取り組みを提案したい。

ニュー・コモン・アジェンダの具体的な課題としては、人間の安全保障の具体化、国家間の係争問題の解決、国家間の軍事活動の抑制、地域的安全保障システムの構築などがあるが、とくに北東アジアにおける「安全保障対話の場」づくりをしていきたい。この対象国としては日本、米国、韓国、中国、ロシア、北朝鮮であり、「安全保障対話の場」を通じて後には北東アジア非核地帯の設置を目標とし、核兵器のない世界をめざし積極的に貢献していく。「安全保障対話の場」を目指すもののひとつとして、先の、米韓両大統領の提案した米韓に中国と北朝鮮を加えた四者協議は歓迎されるものである。この提案に関して

北朝鮮は検討中としているが、日米韓、そして中国は北朝鮮が国際的な孤立を深めることのないように、この機会を逃さずあらゆるパイプを通じて北朝鮮に粘り強く四者協議の受け入れを働きかけるべきである。

また、南北朝鮮の対話が進展することも必要である。重要なことは、四者協議が何のための構想かということである。これはあくまでも朝鮮半島の平和と安定、そして統一を実現するためのものでなければならない。

また、アジア太平洋の安全保障問題を考えると、ロシアの問題はこの地域と切り離すことはできない。その意味において、4月29日に日本とロシアの防衛首脳会談で、多様な信頼醸成措置を講じることに合意したことは重要である。これは日ロ両国間の対話と交流の強化を示すものであり、北東アジアの平和と安定にも貢献するものである。

日米防衛協力の課題

両国は「日米安保共同宣言」において「日米防衛協力の指針」（ガイドライン）の見直しに合意した。これに関連して、わが国周辺地域においてわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態（いわゆる「極東有事」）に関する対応に当たって、「憲法および関係法令に従う」との与党の確認を「憲法と個別的情自衛権の枠内」に改めようなどの意見が与党の一部でも出ている。

モンデール駐日米大使はガイドラインの見直しをめぐり、「日本の立場は理解している。憲法の枠内ですすめられて結構」としたうえで「お互いの立場を理解するうえで十分時間をかけて話し合っていこう」と表明している。有事論議に冷静さをとりもどすべきではないか。

いずれにしても、いわゆる「極東有事」の対応に関して議論をするときには以下の点を事前に確認する必要がある。

第一に、「憲法および関係法令に従う」と。

第二に、集団的自衛権の解釈を変えないと。昨年11月の防衛計画大綱発表の際の官房長官談話で「集団的自衛権の行使のようにわが国の憲法上許されないとされている事項について、従来の政府見解になんら変更がない」としている。

第三に、近隣諸国との関係に十分配慮し、アジア太平洋地域における多角的安保対話・協力を並行的にすすめること。

以上を認識したうえで議論し、検討を加えた結果として個別の自衛権の範囲ではあるが法令の修正が必要になることも考えられる。このときは与党および政府決定の考え方に基づいて添うものであると判断できよう。

また、いわゆる「極東有事」に関連して、「有事法制」を整備するべきとの意見も出ているが、これは本来は自衛隊法第76条の規定により、わが国に対する外部からの武力攻撃に際して防衛出動を命ぜられるものであり、いわゆる「極東有事」とは直接関連はないので切り離すべきである。

今後、日米安保条約の重点が、協調的安全保障の基盤となる方向に向かい、極東情勢の好転がすすめば、在日米軍の規模や形態を変えていくことも可能になるだろう。この問題に関しては、4月下旬に訪米したわが党代表団（団長：上原康助副党首）とペリー国防長官との会談の中で、上原副党首が「朝鮮半島情勢の変化等の条件が整えば駐留数の変更は検討しうるか」とたずねたのに対して、ペリー長官は「そのような環境が整うなら検討もあり得る」と答えている。有事論議も必要だが、有事を起こさせないための議論がもっと必要なのである。

沖縄基地問題

また、極東情勢を語る際に、沖縄米軍基地

問題を避けることはできない。この問題に関しては、日米は、沖縄県民の強い要望であった普天間飛行場の返還に合意した。両国首脳は、本年11月までに、沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。これを踏まえ、返還合意された施設の返還に至るプロセスを着実にすすめていくために必要な財政措置をとるべきである。沖縄県民は過去50年にわたり、日米安保条約に基づいて米軍基地の維持や運用に伴う負担の多くを受け入れてきた。これを考えれば必要な財政措置を講じることは、国民の理解が得られるものと思う。また、関係施設の移設先との十分な協議を行わねばならない。

日米両国政府は、沖縄県民の負担を軽減するためには県民の声に対し誠心誠意耳をかたむけ、沖縄県と国との意志疎通に万全を期し今後残された多くの課題に取り組むべきである。

おわりに

以上述べたように、冷戦後のアジアでは、何がどう変わったのか、そうしたテーマをはじめ議論すべき多くの問題がある。

ガイドラインの見直しもこれから議論になるところだ。いまのところ、極東有事の際の集団的自衛権の行使ばかりがとりざたされているが、他にも災害対策や邦人救出、P K Oでの日米協力などの課題もある。いずれにせよ、この問題の協議は慎重に時間をかけて行っていくべきではないだろうか。

国際的な相互依存が深まる中で、日本の安全を確保するためには、アジア太平洋地域の平和と安定に貢献する必要がある。

アジア太平洋の地域的安全保障システム、また協調的安全保障の構築のために、政治など様々なレベルでの多国間の対話及び協力を積み重ねることが重要である。

（きつかわこずえ・政審書記—外務部会担当）

編集後記

もう編集後記を書く順番が回ってきた。この思いには二つの理由がある。一つは、書き手が減ったこと。一人が大臣秘書官として転出し、秘書官から戻ってくるはずであった一人が新設の党首室に配属になり、一人は新設のミニ政党に去了。村山総理の退陣と橋本内閣の成立、社会党から社民党への党名変更……政界再編を睨んでの様々な動きが小さな編集後記にも影を落している。◆もう一つは住専問題を中心とする国会情勢に振り回されたこと。預金者を守り、景気回復を確実にし、国際的責務を果たす……この村山内閣の決断も凄まじい反対の声に遭遇。パートナーであるはずの政党からさえ国民に迎合する声が高まる中、「国民利益を確保する決断」に確信をもって国民の理解を求める取組みを続けることの苦しさ。責任与党とは……を改めて実感。気づいてみれば、すでに桜の時期は遠く去り、メーデー・憲法集会の季節である。◆この間、せっかくの住専問題の講演会・勉強会へのお誘いにも応じることができず、ご迷惑をおかけしたことをお詫びする。

「せめて資料をもっと早く」という声が高まっているが、これにはデータベースへのアクセスという形での利用が検討されているので、もうしばらくのご猶予を。◆かつての社会党ですら経験のなかった新進党による三週間もの座り込みによる予算委員会の中止。しかし間もなく参議院の予算審議も終了する。すると国会の焦点は住専法案や金融三法案等を審議する金融問題等特別委員会の審議に移る。不良債権処理の見通しが強まるとともに景気回復の足取りも確かなものになりつつあることを踏まえ、あとひと頑張りが求められている。◆同時に、行政改革、安保・自衛隊、独禁法・持株会社問題などの取組みが続いている。深刻な国・地方の財政の再建論議も開始される。地方分権をめぐっては具体的な省庁の権限問題に議論が移る。そうした中で、いつあるかも知れない総選挙をも睨みつつ、社民党としての独自性についても期待されている。◆次に編集後記の順番が回ってきたときも「もう順番が回ってきたのか」と思うことになるのだろうか。

(AM)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤 茂

編集委員 田口健二 早川 勝

細谷治通 山元 勉

伊藤基隆 梶原敬義

川橋幸子 川那辺 博

石田好数 小川正浩

長谷川崇之 伊藤安博

西川 洋

兼事務局長 浜谷 慎

会計監査 興石 東 三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円

送料 76円

年間購読料 6000円(前納)

郵便振替 東京00180

4-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

社会民主党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

June 1996

No. 357

<FOREWORD>

*HAYAKAWA Masaru
Vice-Chair of the Policy-Making Board*

<FEATURE>

Jusen — Bad Loans

*Proposals at Government and Opposition Leaders Meeting
Summary of Draft Law for Proper Transaction of Jusen Loan
SDP's Statement on Amendment to the Civil Suit Law
Basic Viewpoints on Financial Policy Reform*

(Memorandum by Chair of MOF Reform)

<DOCUMENTS>

*Chronological Report on Project Team on NPO
A New Role of the Japan-U.S. Security Treaty
(SDP's Advisory Commission on Security)
Statement on the Transfer of the National Capital
(Ruling Parties)*

<POLICY FOCUS>

*Crucial Agenda for Financial Policy Reform
(MAEDA Yoshihiro)
Japan-U.S. Security Treaty and Regional Cooperation
(KITSUKAWA Kozue)*

政策資料 6月号

Published by Policy-Making Board Social Democratic Party

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会
発行人 社会民主党政策審議会
代表 浜 谷 慎
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3880~4
FAX 03(3502) 5857

定価450円 (送料76円)